

令和5年度 第8回 清里区地域協議会次第

日時：令和5年11月30日（木）

午後3時00分から

会場：清里総合事務所 3階 第3会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 所長あいさつ

4 報告事項

- ・第2次上越市総合公共交通計画（後期再編計画）の策定について … 資料1

5 自主的審議事項

- ・坊ヶ池周辺の資源（自然や施設）を活用した地域の活性化について
- ・子育て世帯、高齢者世帯が安全で安心して暮らせる環境の整備について

6 その他

- ・令和5年度第9回清里区地域協議会の開催（案）について

日時：令和5年12月21日（木）午後3時～

会場：清里区総合事務所 3階 第3会議室

- ・地域協議会活動報告会の開催（案）について

日時：令和6年2月29日（木）午後6時30分～

会場：清里コミュニティプラザ 3階 多目的ホール

- ・令和5年度冬期除雪について

7 閉 会

第2次上越市総合公共交通計画(後期再編計画)の策定について

■人口(令和5年6月末現在)

総人口	2,403人	
15歳未満	211人	8.8%
65歳以上	953人	39.7%
75歳以上	508人	21.1%

■地域の送迎サービス(令和4年度時点)

No.	名称	運行主体	区間	運行日
1	スクールバス	市	清里小学校区	平日
2	サロン送迎	清里まちづくり振興会	清里区内全域	毎週2~3回(平日)
3	買い物支援	清里まちづくり振興会	近隣大型スーパー等	年48回

■バス路線の収支と評価結果

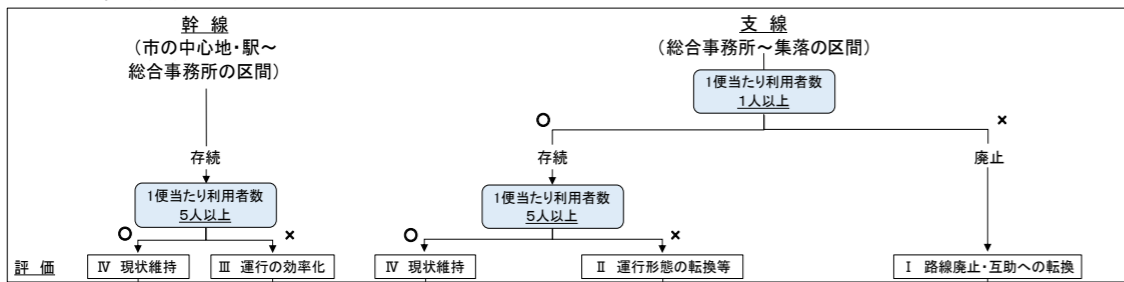
No.	路線	区分	収支等の状況(R4決算)							平均乗車密度	評価結果	
			経常費用(千円)	経常収益(千円)	経常欠損(千円)	収支率	国県補助(千円)	市補助・負担(千円)	年間利用者数(人)			1便当たり利用者数(人)
1	清里線	幹線	26,123	5,993	20,131	22.9%	0	20,128	21,070 (32,796)	3.6 (3.6)	1.2 1.4	III 運行の効率化
2	榊池線(市営バス)	支線	10,239	280	9,959	2.7%	0	9,959	1,988 (-)	0.4 (1.1)	-	I 路線廃止・互助への転換
3	三針線	支線	2,566	285	2,280	11.1%	0	2,280	2,302 (1,497)	0.9 (0.6)	0.5	I 路線廃止・互助への転換
合計			38,928	6,558	32,370	16.8%	0	32,367	25,360 (34,293)	-	-	

※年間利用者数及び1便当たり利用者数における()内の数値は、平成30年度の利用者数

※清里線の平成30年度の年間利用者数は再編前の路線全体の実績、平成30年度の1便当たりの利用者数は再編前の幹線部分、平均乗車密度は各系統の数値(経由地により系統が分かれている)

※榊池線の平成30年度の1便当たりの利用者数は、再編前の支線部分における実績

■バス路線の評価



■利用の実態(乗降調査)

No.	路線	【参考】1日当たりの運行便数(便)		1日当たりの利用便数(便)				1日当たりの利用人数(人)			利用の特徴
		平日	土休日	平日	土休日	平日	一般	学生	土休日		
1	清里線	18	12	16	9	70	57	13	8	・朝夕は通勤・通学利用が主 ・昼間は通院、買い物利用が主	
2	榊池線(市営バス)	12	10	-	-	6	6	0	0	・朝夕は通勤・通学利用が主 ・昼間は通院、買い物利用が主	
3	三針線	9	-	4	-	8	5	3	-	・朝夕の通勤・通学利用が主	

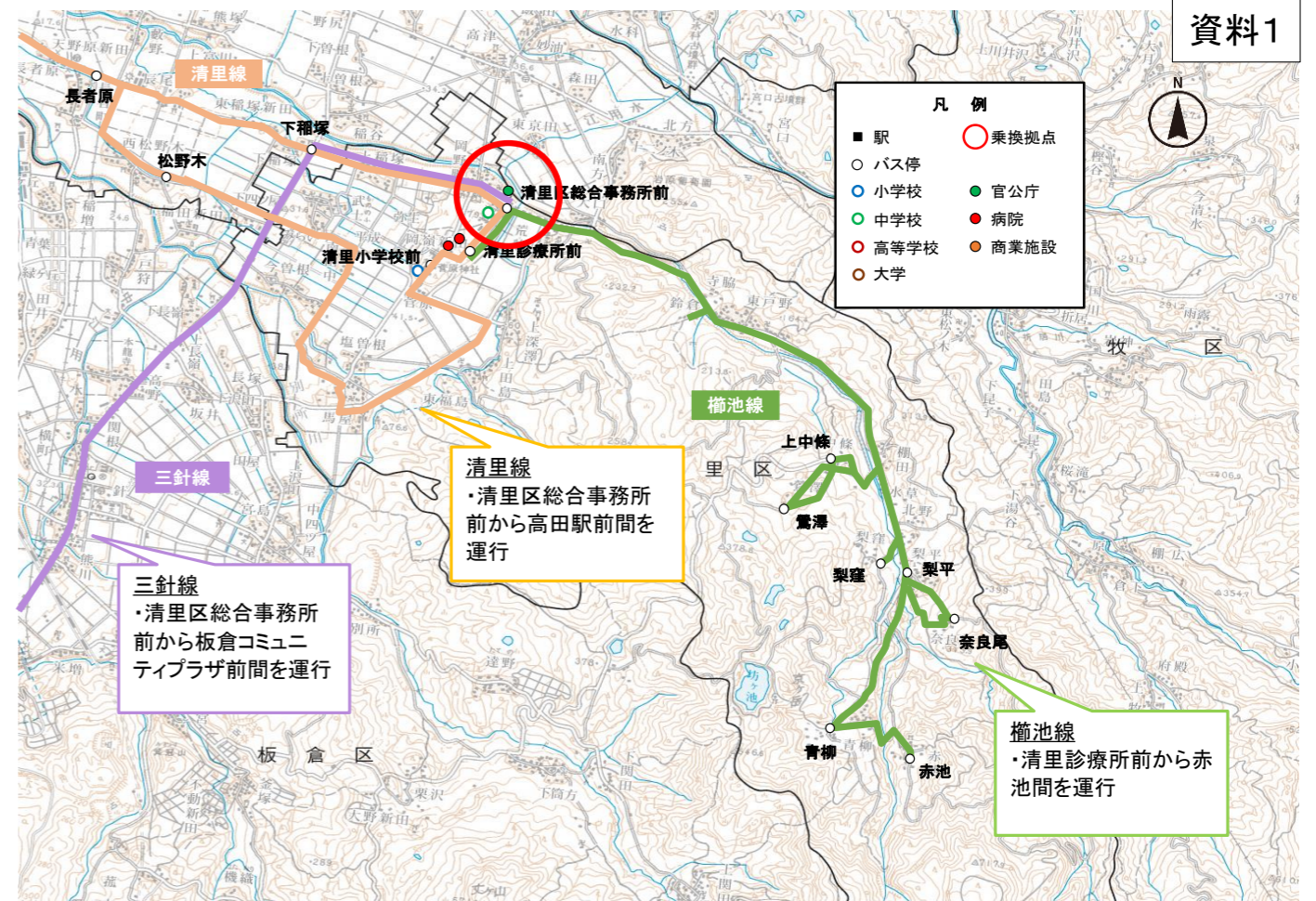
※令和5年1月調査から ※一般/学生の区分は乗降場所等からの推計

■再編の方向性

No.	路線名	区分	主な再編時期	再編の方向性
1	清里線	幹線	R8年4月	・利用状況の調査を継続し、ダイヤ改正や減便等の検討を進め、運行の効率化を図る。
2	榊池線(市営バス)	支線	R8年4月	・路線廃止 住民の「互助」による輸送などの検討を進め、利用者の移動手段が確保された上で路線を廃止する。
3	三針線	支線	R8年4月	・路線廃止 現在通学で利用している高校生の卒業をもって路線を廃止する。

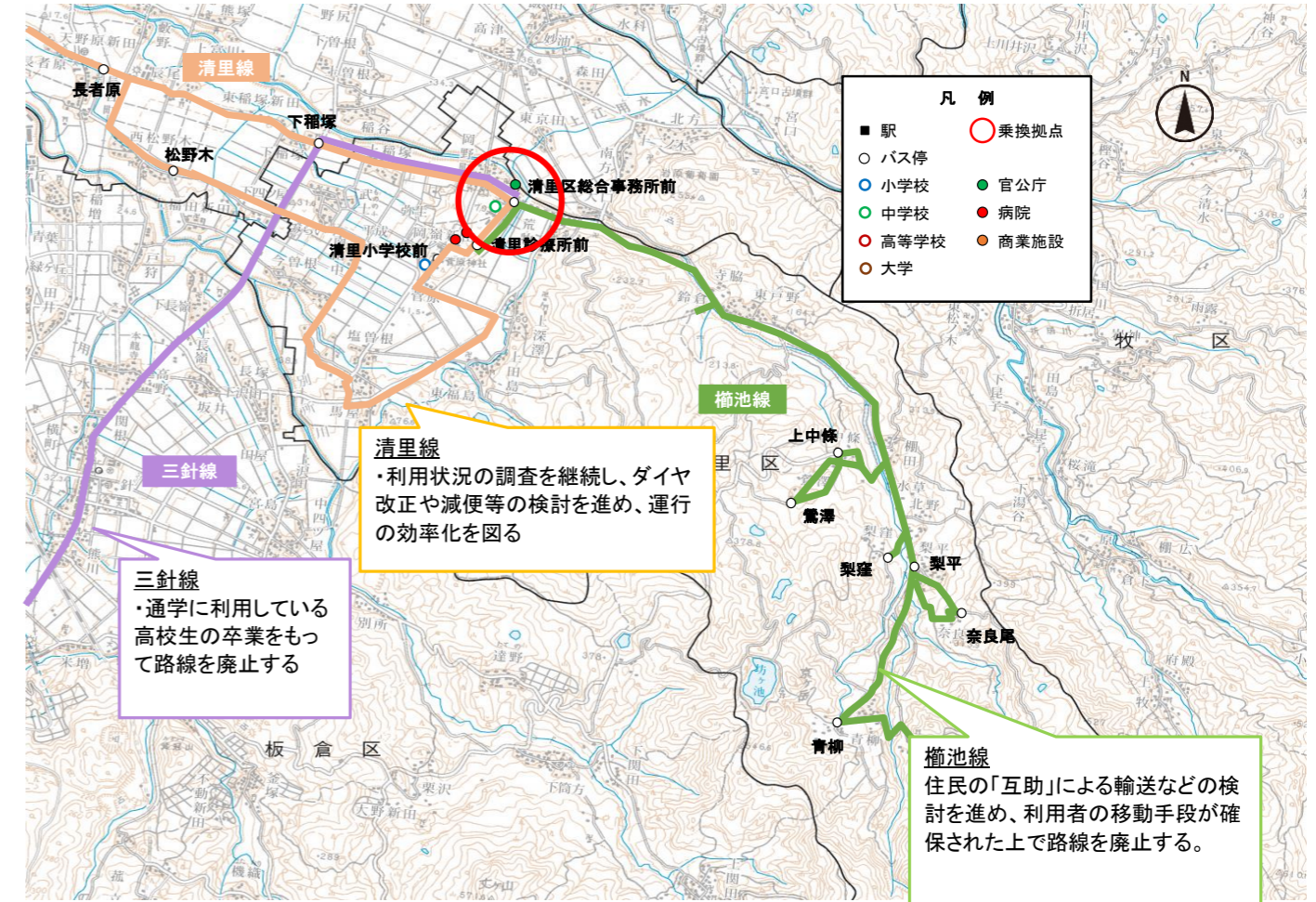
※幹線と支線の乗換拠点は清里区総合事務所前

■再編前



※【地図の出典】国土地理院発行5万分の1地形図を加工して作成

■再編後



※【地図の出典】国土地理院発行5万分の1地形図を加工して作成

資料1

令和5年度 冬期道路交通確保除雪計画書



上 越 市

目 次

1	除雪基本方針	1
2	体制	1
3	除雪実施計画	2
3-1	車道除雪	2
3-2	歩道除雪	8
3-3	狭隘路線(日中)除雪	10
3-4	除雪機械台数	11
3-5	大雪災害時の優先除雪	11
4	消融雪施設	12
4-1	消雪パイプ	12
4-2	流雪溝	13
5	雪捨て場	13
6	市民への情報提供と協力依頼	14
6-1	道路除雪に対する情報提供	14
6-2	道路除雪に対する協力依頼事項	14
6-3	大雪災害時の協力依頼	15
7	関係機関等との連携	16
8	雪関係の支援制度	17
8-1	小型除雪機購入費補助金	17
8-2	市道除雪作業報償金	17
9	道路除雪対策関係機関等の連絡先	18

1. 除雪基本方針

当市は、県内でも降積雪が多い地域であり、昭和 36 年の豪雪を契機に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」において市内全域が豪雪地帯に、さらに昭和 45 年に特別豪雪地帯の指定に関する改正が行われ、現在では市域のほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

本計画は、令和 4 年 12 月に策定した「上越市第 7 次総合計画 令和 5 年度～令和 12 年度」に基づき、市民の日常生活や経済活動を維持するため、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の自助、共助による積極的な協力を得ながら、効率的かつ効果的な除雪作業を実施し、円滑な冬期間の道路交通と安全な歩行空間の確保に努めることを基本方針とします。

なお、異常降雪時には、除雪路線区分に基づく除雪の優先順位により、まずは車道確保を最優先とし、地域の生活や社会経済活動の影響を最小限に抑えながら、迅速な除排雪作業を進めます。

また、地域ぐるみの共助による除雪体制を促進し、市民協働による「雪につよいまちづくり」を推進し、持続可能な克雪体制の構築を進めていきます。

2. 体制

12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災等に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止に努めます。

また、異常降雪が見込まれる場合に高田河川国道事務所に設置される「冬期道路交通確保情報連絡本部」の構成員として、関係機関の情報の収集・発信を行いながら情報の共有を図り、道路交通の確保に努めます。

なお、異常降雪時には、積雪状況や道路状況等を把握し、適切かつ円滑な除排雪作業を進めるため、道路パトロールを充実するなど、除雪対策本部の体制強化を図り、除雪作業の迅速化に努めます。

災害対策本部が設置された場合は、その指揮下に入ります。

3. 除雪実施計画

3-1 車道除雪

令和5年度の当市の車道除雪延長は、約1,769kmになります。これは高速道路で、青森市から熊本市までの距離に相当します。

通常の除雪は、広い範囲を限られた時間で行う必要があることから、道路脇に雪をかき分ける除雪ドーザでの除雪を基本としており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民の皆さんにお願いしています。また、降雪量が多く、道路脇に雪壁ができる中山間地域では、ロータリ除雪車での除雪も行います。

① 除雪路線

都市の骨格をなす幹線道路から生活道路（通勤・通学道路）まで、機械除雪が可能な路線を除雪します。

② 除雪延長

令和5年度の車道除雪延長の内訳は、次のとおりです。

車道除雪延長の内訳

(単位：km)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	119.53	149.14	414.99	108.03	791.69	965.97	82.0%
安塚区	0.75	6.46	43.58	20.40	71.19	191.81	37.1%
浦川原区	0.00	13.52	52.47	7.47	73.46	132.89	55.3%
大島区	0.00	12.34	19.43	1.17	32.94	93.76	35.1%
牧区	0.00	14.67	28.23	27.58	70.48	134.64	52.3%
柿崎区	8.82	43.94	28.98	44.15	125.89	175.58	71.7%
大潟区	2.16	24.56	40.21	14.69	81.62	149.57	54.6%
頸城区	7.30	47.31	47.89	4.08	106.58	177.59	60.0%
吉川区	0.77	25.03	36.88	23.28	85.96	149.83	57.4%
中郷区	0.00	20.34	11.74	11.45	43.53	95.26	45.7%
板倉区	0.00	26.98	65.36	4.42	96.76	199.77	48.4%
清里区	2.99	18.18	19.25	8.96	49.38	153.65	32.1%
三和区	1.87	27.22	30.55	40.38	100.02	129.30	77.4%
名立区	0.00	20.07	11.24	8.68	39.99	81.91	48.8%
合計	144.19	449.76	850.80	324.74	1,769.49	2,831.53	62.5%

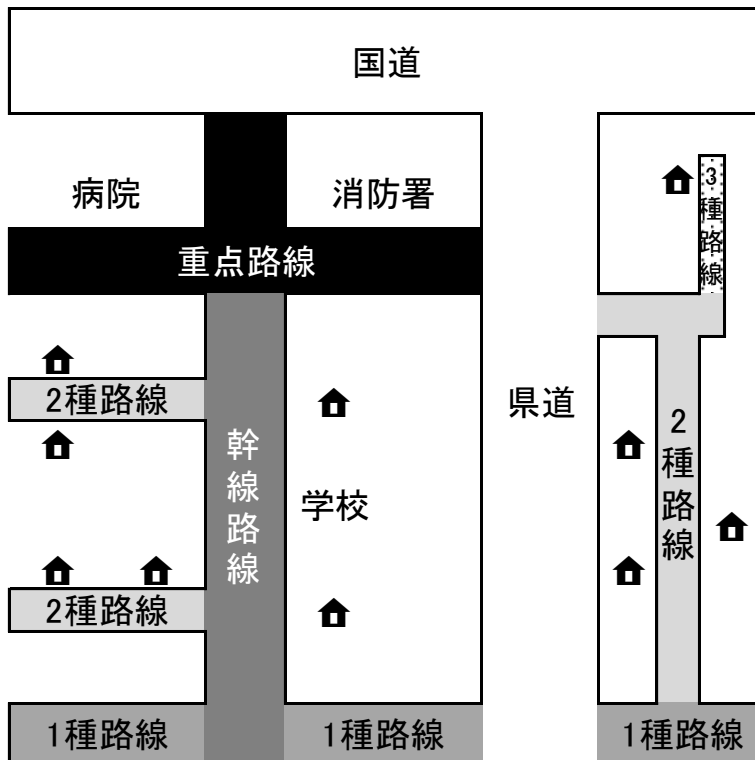
③ 除雪路線区分

道路除雪は次頁の「車道除雪路線区分表」のとおり路線の優先順位を規定し、効率的な道路の除排雪作業を実施することで、道路交通の確保を図ります。

なお、通常降雪時に加えて、新たに異常降雪時における除雪目標を設定し、それぞれの状況下で行うべき内容を明確化します。

また、異常降雪時には、最低限必要な車道の確保に向けた作業に特化したのち、通常時の除雪目標に移行することで、順次、走行環境を整えます。

除雪路線イメージ図



特1種路線	重点路線	
	幹線路線	
1種路線		
2種路線		
3種路線		

車道除雪路線区分表

区 分		優先順位	路 線	除雪目標	
				通常時	異常降雪時 ^{※2}
特 1 種 路 線	重点 路線	1	<ul style="list-style-type: none"> 救急指定病院や消防署周辺など、緊急車両が頻繁に通行する路線 上越妙高駅周辺道路や車両が集中する市街地の道路で高水準の除排雪管理が必要な路線 	必要な幅員 ^{※1} を終日確保する。	通常時の除雪目標を原則とするが、片側1車線以上の先行除雪により通行を最大限確保する。
	幹線 路線	2	<ul style="list-style-type: none"> 国道、県道と接続し同程度の交通量がある路線(都市計画道路等) 学校、公共施設及び主要バス路線など地域内の幹線道路として機能する路線 		通常時の除雪目標を原則とするが、片側1車線の先行除雪により通行を最大限確保する。 (圧雪等により、通行に支障が生じる場合や夜間の通行に支障が出る場合がある。)
1 種路線		3	<ul style="list-style-type: none"> 国道、県道及び幹線道路と接続し、朝夕の交通量の多い路線 通学路などで道路交通の確保が特に必要な路線 集落間を結びその路線を確保しなければ交通が遮断される路線 	必要な幅員確保を原則とする。	車1台分の幅員確保と必要に応じ、待避所の確保を原則とする。 (圧雪等により、通行に支障が生じる場合や夜間の通行に支障が出る場合がある。)
2 種路線		4	<ul style="list-style-type: none"> 県道及び1種路線に接続し、地区内の主要道路であり、地区内住民の他にも利用が見込まれる路線 	車1台分の幅員確保と必要に応じ、待避所の確保を原則とする。	車1台分の幅員確保を原則とする。
3 種路線		5	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の生活道路で交通量が少なく、主に地区内住民が利用する生活道路 	車1台分の幅員確保を原則とする。	(一時通行不能になる場合がある。)

※1 必要な幅員とは原則、路肩の白線までとする。

※2 異常降雪時とは、目安として50cm/24h程度以上の降雪の時とする。

④ 除雪出動判断基準

ア 通常降雪時

除雪時間帯において下表の路面積雪深に達した場合、除雪目標に沿った除雪を行います。

ただし、当該路線の日中の混雑度や今後の気象予報及び従前の除雪状況等により、基準に達しない場合でも出動する場合があります。また、早朝除雪に備える必要があることから、可能な限り夜間除雪は控え、早朝除雪で午前7時までの作業完了を目指します。

なお、朝方近くの降雪の場合には、除雪の終了が遅延する場合があります。

除雪出動判断基準表

通常降雪時の除雪出動判断基準は、積雪量に応じ、下記の表のとおりとします。

		早朝除雪		日中除雪		夜間除雪
除雪時間帯		0:00～7:00		8:30～17:00		20:00～24:00
特 1 種 路 線	重点路線	10cm 以上	※	10cm 以上	※	10cm 以上
	幹線路線					
1種路線		10cm 以上	※	15cm 以上 または 10cm 以上で本部が必要 と判断した場合	※	15cm 以上 かつ本部が必要 と判断した場合
2種路線						
3種路線						

※ 通勤通学及び帰宅時間の渋滞を考慮し、上記網掛けの時間帯は原則除雪作業を休止する。なお、上越妙高駅周辺道路については、上記の判断基準のほか、北陸新幹線の発着時刻を考慮し、除雪を行うこととする。

イ 異常降雪時

異常降雪時は、除雪の出動判断基準となる路面積雪深によらず除雪の早期着手を認めるとともに、迅速な除雪完了を目指し、除雪時間帯によらない連続した除雪を実施します。

また、気象状況（連続降雪など）や道路状況（圧雪の成長など）を勘案し、除雪対策本部から除雪事業者に作業内容や除雪時間帯等を指示します。



ウ 概ね3月以降

路面積雪深が10cmに達しているが、雪が降り止んでおり今後も降雪の気象予報がない場合や、融雪期で日照等による自然融雪が期待できる場合は、除雪機械の出動を見合わせます。

⑤ 拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



⑥ 排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難となり、今後の降雪状況により著しく交通障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。

また、歩道のない車道において、歩行空間が著しく損なわれる場合や除雪により見通しが悪くなった交差点、堆雪により幅員が狭くなったアンダーパスについても排雪作業を実施します。



その他、異常降雪等により、交通障害が生じると見込まれる場合においては、上記にかかわらず、先行して排雪を行います。

⑦ 凍結防止剤散布

橋梁や急勾配箇所のほか、交通量が多い路線を中心に低温注意報の発令や最低気温がマイナス2度以下に達した場合を目安に、凍結防止剤を散布します。

⑧ 地吹雪時の対応

地吹雪の危険箇所については、事前に市のホームページや注意看板の設置により周知を行います。また地吹雪予測時には道路パトロールを行い、状況に応じ外出を控えていただくよう、市のホームページなどで周知を行います。

なお、地吹雪発生により、通行に危険がある場合は、関係機関及び地元関係者と連携を図り、吹き溜りの除去や一時的な通行止め等の対応をとります。

3-2 歩道除雪

令和5年度の当市の歩道除雪延長は、約159kmになります。

通常の歩道除雪作業は、幹線道路や公共施設などで歩行者の多い歩道及び児童生徒が多く通る通学路を中心に、小形除雪車などにより行います。一方、幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅することで歩行空間の確保に努めます。



① 除雪路線

国道や県道の管理者及び地元関係者と連携を図り、通学路や病院、利用者が多い公共施設周辺の歩道で、機械除雪が可能な幅員を有する歩道（原則として幅員2m以上）を除雪します。

② 除雪延長

令和5年度の歩道の除雪延長は、次のとおりです。

歩道除雪延長

(単位：km)

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	108.39	3.5	111.89	190.9	58.6%
安塚区	2.27	0	2.27	9.82	23.1%
浦川原区	1.23	0	1.23	2.82	43.6%
大島区	0	0	0	0.22	0.0%
牧区	0.05	0	0.05	1.14	4.4%
柿崎区	2.35	0	2.35	6.72	35.0%
大潟区	0.16	2.66	2.82	13.08	21.6%
頸城区	9.66	0	9.66	27.81	34.7%
吉川区	3.62	0	3.62	7.32	49.5%
中郷区	0.98	0	0.98	3.58	27.4%
板倉区	6.02	0	6.02	7.35	81.9%
清里区	5.73	0	5.73	8.23	69.6%
三和区	10.88	0	10.88	14.97	72.7%
名立区	0.75	0.67	1.42	1.63	87.1%
合計	152.09	6.83	158.92	295.59	53.8%

③ 除雪出動判断基準と除雪目標

ア 通常降雪時

歩道上の積雪深が、早朝除雪は10 cm、日中除雪は15 cmに達した場合、歩道除雪を実施し、安全な歩行空間の確保に努めます。

イ 異常降雪時

異常降雪時には、車道除雪を優先するため、一時的に歩道を雪置き場とする場合があります。その際は、可能な限り車道を拡幅除雪することで歩行空間の確保に努めます。

また、車道の通行確保後に歩道除雪を開始する場合、両側歩道の除雪箇所では広域な歩行空間の早期確保を図るため、一時的に片側の歩道除雪を行います。

④ 排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び箇所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



※ 歩道がない道路は、車道の拡幅除雪により歩行空間を確保します。

3-3 狹隘道路（日中）除雪

道路の幅員が狭く（おおむね4m未満）通常の除雪機械（除雪ドーザ）が入ることができない道路、又はかき分け除雪した雪を路肩に置くと車1台分の幅員確保ができない道路は、小形除雪車による除雪を行います。

このような道路は、地域の皆さんの協力のもと雪置き場の確保など一定の条件が整った場合に、早朝除雪終了後の日中に除雪を行います。

① 除雪路線

小形除雪車が入る幅員を有している市道について、雪置き場の確保及び除雪時間を日中にするなど、地域の協力が得られた場合に限り除雪を行います。なお、路線によっては歩道除雪と一連で作業することが効率的と判断した場合には、早朝に除雪作業を行います。

② 除雪延長（単位：km）

地区名	延長
合併前上越市	17.84
牧区	0.14
頸城区	0.17
吉川区	1.14
中郷区	0.10
板倉区	2.25
清里区	3.58
三和区	1.28
合計	26.50

③ 除雪出動判断基準と除雪目標

ア 通常降雪時

早朝除雪の終了後、個々の道路状況に応じて出動します。

イ 異常降雪時

車道及び歩道除雪の作業終了後、個々の道路状況に応じて出動します。

④ 排雪作業

堆雪により雪置き場にこれ以上雪を置けない場合、排雪のためのダンプトラックが乗入れできる路線については、排雪作業を実施します。

3-4 除雪機械台数

項目	車道除雪								歩道除雪				凍結防止				合計
	除雪ドーザ (台)				ロータリ 除雪車 (台)				ロータリ除雪車・ 小型除雪機 (台)				散布車 (台)				
	貸 与	委 託	借 上	小 計	貸 与	委 託	借 上	小 計	貸 与	委 託	借 上	小 計	貸 与	委 託	借 上	小 計	
令和 4年度	122	226	203	551	53	12	44	109	45	18	77	140	3	1	0	4	804
令和 3年度	122	222	172	516	53	11	42	106	44	19	77	140	4	0	0	4	766
増減	0	4	31	35	0	1	2	3	1	-1	0	0	-1	1	0	0	38

3-5 大雪災害時の優先除雪

異常降雪により、通行不能路線が広域的に多数同時発生した場合は、大雪災害と位置づけ、原則下記の優先順位により除雪作業を行います。

○ 優先順位

- 1 特1種路線の除雪・拡幅
- 2 1種路線の除雪
- 3 2種、3種路線の除雪
- 4 通学路の歩道除雪
- 5 1種路線の拡幅
- 6 2種、3種路線の拡幅
- 7 通学路以外の歩道除雪
- 8 狭隘道路の除雪

※ 車道除雪を優先しますが、歩行空間の確保も含めた除雪を行うこととする。

※ 歩道除雪については、児童・生徒の安全を確保するため、原則、通学路の除雪を優先的に行うこととする。

※ 各路線の除雪目標については、4頁記載の「異常降雪時」及び9頁記載の「イ 異常降雪時」に基づき作業を行うこととする。

4. 消融雪施設

当市の除雪は機械除雪を基本としていますが、幹線道路や積雪が多い地域、又は家屋連担地域の市道の一部に、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設を設置しています。

この消融雪施設は、毎年12月から確実に効果を発揮するよう降雪前点検を実施します。

なお、消雪用地下水の揚水量が増加し地盤沈下が進行するおそれがあると認められた場合においては、新潟県の条例により合併前上越市を中心とする地下水揚水規制区域内で、注意報や警報が発令されます。この場合、地下水の節水や削減対策のため、消雪パイプの運転に制限をかける場合があります。

また、異常降雪等により消雪能力を上回る降積雪量となった場合において、機械除雪が可能と判断できる箇所については、機械除雪を実施します。

4-1 消雪パイプ

① 消雪パイプ延長

令和5年度の消雪パイプ延長は、次のとおりです。

(単位：km)

合併前上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
25.27	1.63	0.98	0.52	22.21	12.01	8.97	1.69	73.28

※ 市が管理している消雪パイプは融雪用電力を使用しているため、降雪にかかわらず午後2時から3時と午後4時から5時の1日2回散水を休止する。

② 消雪施設の集中管理

合併前上越市、三和区及び頸城区では、降雪状況に応じて運転を制御する消雪パイプ集中管理システムを導入し、地下水揚水量の削減を図り、地盤沈下の防止に努めています。

4-2 流雪溝

① 流雪溝延長

令和5年度の流雪溝延長は、次のとおりです。

(単位：km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
11.12	0.63	0.53	5.06	17.34

※ 河川水を利用するため、水位が低い場合には運転できない場合がある。

② 流雪溝の管理・運転

市は、流雪溝が設置されている町内会に主体的な揚水ポンプの管理・運転を行いたくため、流雪溝ポンプの操作管理を委託しています。

5. 雪捨て場

市民の方も利用できる雪捨て場を、積雪状況に応じて開設します。

雪捨て場は広い敷地が必要であり、融雪水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して河川敷などに開設します。なお、開設場所及び時期は市のホームページなどで事前に周知します。

異常降雪が予測される場合は、雪捨て場を迅速に開設または増設し、排雪作業の効率化を図ります。

6. 市民への情報提供と協力依頼

道路除雪を円滑に行うため市民の皆さんに情報提供を行うとともに協力を依頼します。

6-1 道路除雪に対する情報提供

- 降雪期前に、地区別の町内会を対象とする除雪会議や町内会長会議等を通じて、地域の協力と除雪事業に対する理解を深めます。
- 広報上越に道路除雪に対する協力依頼事項を掲載し、市民の皆さんに協力を求めます。
- 市ホームページで、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。なお、市ホームページにアクセスが集中しても、除雪車の出動状況を快適に閲覧できるよう除雪管理システムの改修を行いました。
- 地吹雪対応では、地吹雪発生予想箇所を市ホームページなどで周知します。

6-2 道路除雪に対する協力依頼事項

- 車両の適切な駐車
除雪作業の妨げになる路上駐車や歩道を占有する駐車はしないでください。
- 樹木や消雪施設の適切な管理
樹木や乗入用鉄板が道路に出ていると重大な事故を引き起こすおそれがあります。また消雪用ビニールホースは絶対に道路に出したままにしないでください。
- 作業中の除雪車に近づかない
除雪作業中は運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる危険がありますので、除雪車には絶対に近づかないでください。
- 敷地内から道路への雪出し禁止
敷地内から道路へ雪を出すと通行が妨げられ、渋滞や事故発生のおそれがあります。敷地内の雪は道路に出さないでください。なお、屋根の雪下ろしでやむを得ず道路に雪を下したときは速やかに片付けるようにお願いします。

○ 急な降雪や暴風雪に備えた準備

車の立ち往生やスリップ事故は除雪作業を遅らせる原因のひとつです。初雪が早い山間地域などは、スノータイヤの早めの装着をお願いします。

また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○ 玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただくようお願いします。また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○ 農業用水路(用水路・排水路)への投雪禁止

農業用水路へ捨てられた雪が原因で水路をふさぎ、下流の住宅地等が浸水するおそれがあります。農業用水路へ投雪しないようお願いします。

○ 道路に接している危険箇所が目印表示

除雪作業上危険な箇所、建物や塀が道路に接している箇所、衝突や損傷のおそれのある箇所等については、降雪前に各戸で目印となるポールや赤い布等を設置するようお願いします。

6-3 大雪災害時の協力依頼

○ 不要不急の外出自粛

大雪時は、道路の通行止めや車両の立ち往生、公共交通機関の遅延や運休が発生することがありますので、不要不急の外出を控えていただくようお願いします。

○ 外出時の注意

緊急に自動車以外で外出しなければならない場合は、最新の気象情報及び道路交通状況を確認し、自らが交通障害の原因者にならないよう、幅員の狭い道路や抜け道など走行困難となるおそれのある道路は避け、比較的幅員の広い道路を優先し通行するなど、最大級の警戒をお願いします。

○ 地域による除雪

生活道路の通行不能を解消するまで1週間以上要した実態がありますので、安全確認を十分に行いながら、地域でも生活道路の除雪にご協力くださいますようお願いいたします。

7. 関係機関等との連携

道路除雪に当たっては、国県等の道路管理者などと連携・協力、情報の共有化を図り、効率的な除雪作業を行います。

① 除雪実施路線の相互乗り入れ

道路管理者同士の連携を図り、同一路線上で道路管理者が違う路線などについては、除雪が効率よく行える除雪事業者はその除雪路線を委託します。

② 除雪機械の相互使用

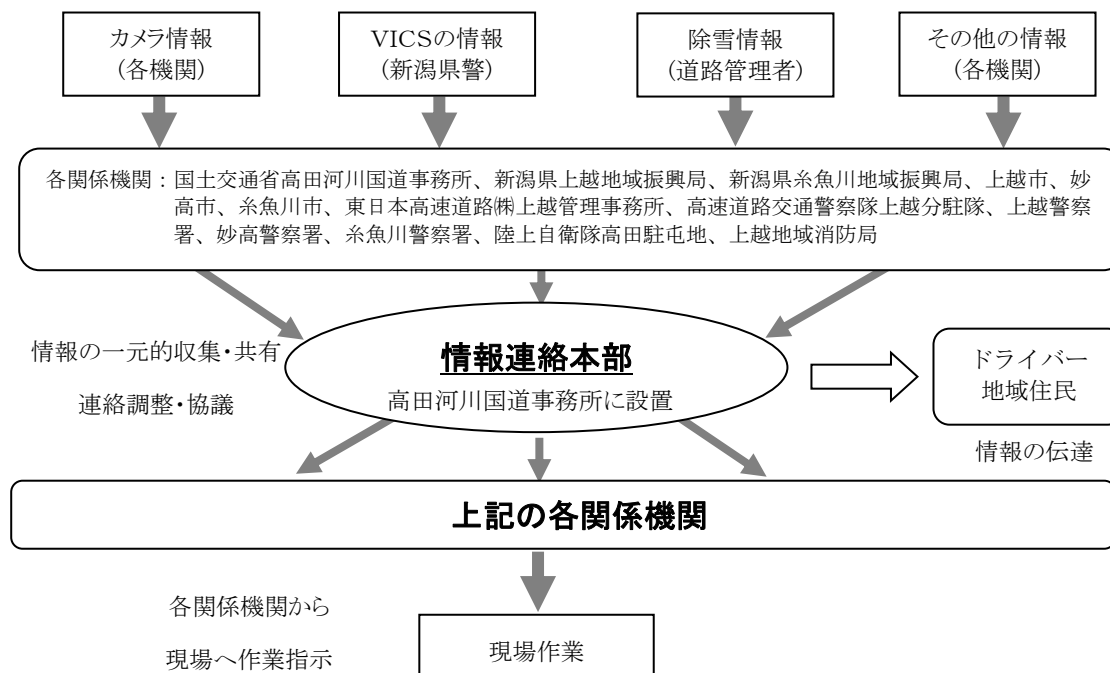
異常降雪時において、効率的な除雪を緊急に行う必要がある場合は、異なる道路管理者が管理している除雪機械を相互に使用できる体制を整えます。

③ 情報連絡本部の設置

上越地域において、気象予報により急激な異常降雪等により道路交通に多大な影響が見込まれる場合に、国土交通省、新潟県、上越市、妙高市、糸魚川市、東日本高速道路(株)、新潟県警察、陸上自衛隊及び上越地域消防局の各関係機関が道路交通の確保を図るため、冬期道路交通確保情報連絡本部が設置され連携を図ります。

④ 異常降雪時における連携

異常降雪により、除雪事業者が担当するエリア内で除排雪作業の遅延等が生じる恐れがある場合には、担当除雪事業者以外の除雪事業者に応援除雪を行うほか、緊急的に委託契約を締結していない事業者にも除排雪作業の協力を求め、交通障害の早期解消に努めます。



8. 雪関係の支援制度

8-1 小型除雪機購入費補助金

市では地域の共助による除雪を推進するため、狭隘な市道や私道の除雪のほか、高齢者宅前などの雪処理を地域が共同で行うことを条件に、小型除雪機の購入費の一部を補助します。

① 対象者

市道、又は私道の除雪を共同で行う原則 5 戸以上の団体（共同で除雪できる範囲に 5 戸以上ない場合は、5 戸未満であっても補助対象になる場合もあります。）

② 支援内容

小型除雪機の購入費の 40%以内で、1 台につき 80 万円が上限（申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります。）

③ 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が 13 馬力級以上

8-2 市道除雪作業報償金

除雪路線に指定していない市道において、共助による除雪体制を維持するため、除雪作業を行う町内会へ報償金を支給します。

① 対象者

町内会、町内の組、班

② 対象路線

除雪路線に指定していない市道

③ 報償金の額

除雪延長 1mあたり 1 回 50 円

④ 除雪作業方法

普通自動車 1 台が通行可能な程度に、小型除雪機や消雪パイプ等を使用して雪を除去する作業（単価は統一）

9. 道路除雪対策関係機関等の連絡先

【 上越市 市道 】

上越市除雪対策本部
(道路課雪対策室)
代表：025-526-5111
FAX：025-526-3525

頸城区総合事務所
代表：025-530-2311
三和区総合事務所
代表：025-532-2323
名立区総合事務所
代表：025-537-2121

浦川原区総合事務所
(建設グループ)
代表：025-599-2301
FAX：025-599-2225

安塚区総合事務所
代表：025-592-2003
大島区総合事務所
代表：025-594-3101

柿崎区総合事務所
(建設グループ)
代表：025-536-2211
FAX：025-536-2227

大潟区総合事務所
代表：025-534-2111
吉川区総合事務所
代表：025-548-2311

板倉区総合事務所
(建設グループ)
代表：0255-78-2141
FAX：0255-78-3984

牧区総合事務所
代表：025-533-5141
中郷区総合事務所
代表：0255-74-2411
清里区総合事務所
代表：025-528-3111

【 国 国道8号・18号 】

北陸地方整備局
高田河川国道事務所
025-523-3136

国土交通省高田河川国道事務所
直江津維持出張所
025-525-7724

【 県 県が管理する道路 】

新潟県上越地域振興局
地域整備部維持管理課
直通：025-526-9653

新潟県上越地域整備部
上越東維持管理事務所維持管理課
直通：025-592-3655

【 高速道路 】

東日本高速道路
上越管理事務所
025-522-1141

【 警察関係 】

上越警察署
025-521-0110
妙高警察署
0255-72-0110

【 消防関係 】

上越地域消防局
025-545-0119
上越消防署
025-544-0119
上越南消防署
025-525-1198
東頸消防署
025-592-0119
頸北消防署
025-536-6119
頸南消防署
0255-86-3119

【 その他 】

東北電力
停電・緊急時の問合せ先
0120-175-366

ガス水道局
025-522-5512

NTT東日本
設備不良に関する問合せ先
0120-444-113

上越ケーブルビジョン
0120-988-945

JR東日本
お問い合わせセンター
050-2016-1600

えちごトキめき鉄道
025-543-3160 (直江津駅)
025-546-5520 (本社)

北越急行
025-752-0770 (十日町駅)

頸城自動車
025-543-3178
くびき野バス
025-525-2771
東頸バス
025-599-2312
頸北観光バス
025-536-2219
頸南バス
0255-72-3139

陸上自衛隊高田駐屯地
025-523-5117

新潟地方気象台
観測予報窓口
025-281-5871

令和5年度 冬期道路交通確保除雪計画書

令和5年10月

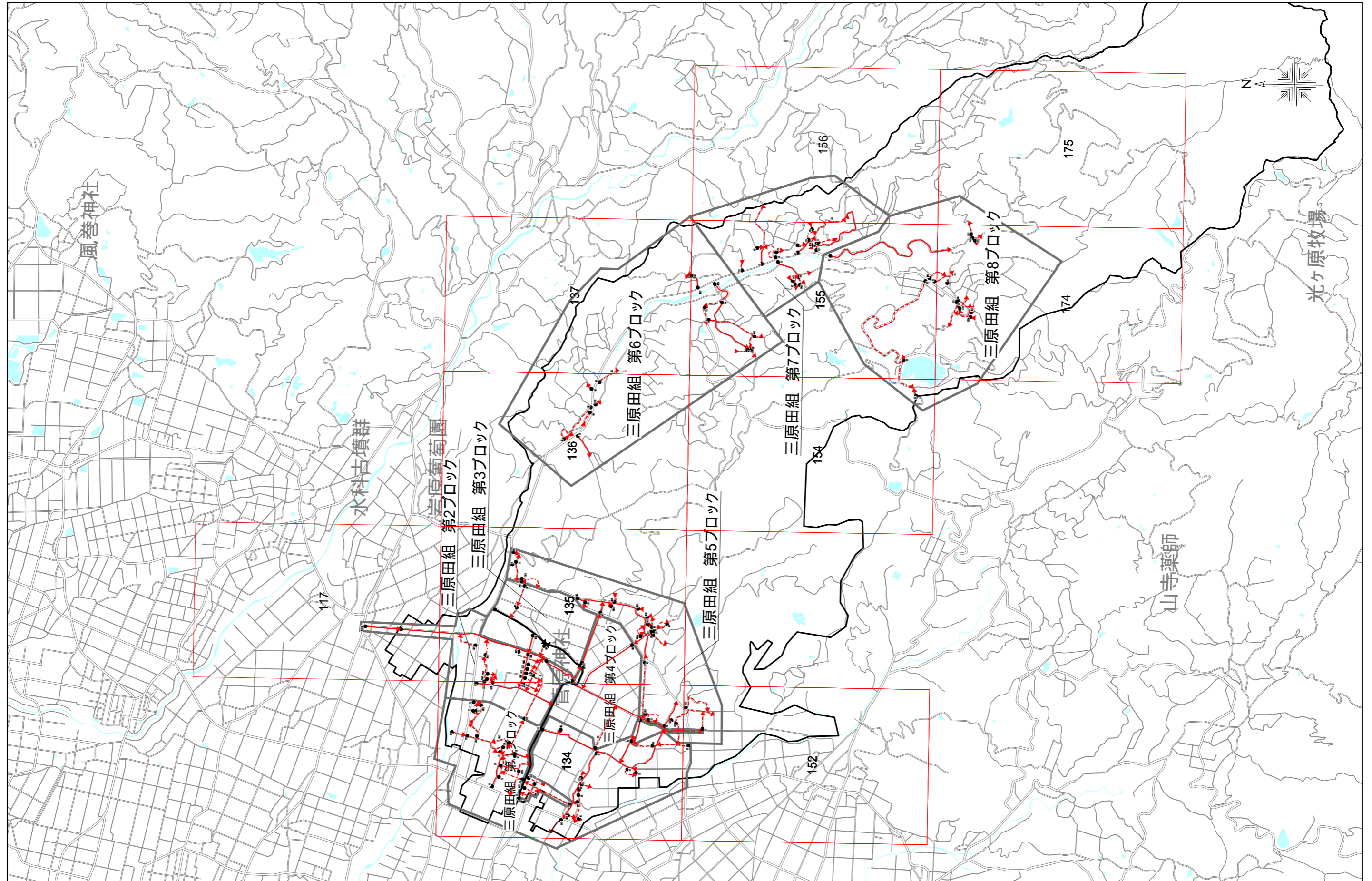
作成 新潟県上越市 都市整備部 道路課 雪対策室

令和 5 年度除雪等路線

<清里区>

目 次

1	除雪事業者区域割図
2	除雪事業者連絡先
3	車道除雪路線表
	三原田組第1ブロック	1
	三原田組第2ブロック	1・2
	三原田組第3ブロック	2
	三原田組第4ブロック	2・3
	三原田組第5ブロック	3・4
	三原田組第6ブロック	4
	三原田組第7ブロック	4・5
	三原田組第8ブロック	5
4	車道除雪路線図
	三原田組第1ブロック	134・152
	三原田組第2ブロック	117・134・135
	三原田組第3ブロック	135
	三原田組第4ブロック	134・135・152
	三原田組第5ブロック	134・135・152
	三原田組第6ブロック	136・137・155
	三原田組第7ブロック	155・156
	三原田組第8ブロック	154・155・174・175
5	歩道除雪路線表
	グリーンファーム清里	1
6	歩道除雪路線図
	グリーンファーム清里	134・135
7	狹隘道路除雪一覧表
	グリーンファーム清里	1
8	狹隘道路除雪路線図
	グリーンファーム清里	134・135・136・137・152・155
9	消雪パイプ設置一覧表
10	消雪パイプ設置図



2 除雪事業者連絡先

番号	業者名	連絡先			対象地区名
1	(有)グリーンファーム清里	日中 025-528-4270	夜間 080-5066-4848	Fax 025-520-7339	(歩道・狭隘道路)
2	(株)三原田組	日中 025-528-3123	夜間 025-528-3123	Fax 025-528-4191	清里区全域

3 車道除雪路線表

除 雪 路 線 表

三原田組 第1ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	01	今曾根大袋線	工業団地内			0.06		0.06
2	18	上田島南田中線	南田中地内			0.10		0.10
3	29	馬屋今曾根線	馬屋～今曾根		0.24	0.66		0.90
4	30	馬屋新田線	馬屋地内				0.20	0.20
5	33	今曾根線	今曾根地内		0.87	0.07		0.94
6	34	今曾根川原線	今曾根地内			0.34		0.34
7	36	今曾根武士線	武土地内				0.27	0.27
8	39	武士線	武土地内		0.51	0.40		0.91
9	40	武士北線	武土地内			0.39		0.39
10	41	武士中線	武土地内			0.25		0.25
11	42	武士西部線	武土地内			0.40		0.40
12	44	上稲塚馬屋線	今曾根地内			0.14		0.14
13	44	上稲塚馬屋線	上稲塚～武士		0.20	0.56	0.18	0.94
14	44	上稲塚馬屋線	馬屋地内				0.10	0.10
15	46	上稲塚線	上稲塚地内			0.19		0.19
16	48	上稲塚南田中馬屋線	上稲塚～馬屋		1.77			1.77
17	48	上稲塚南田中馬屋線	上稲塚町内会内			0.11		0.11
18	49	岡野町塩曾根線	塩曾根地内		0.08			0.08
19	107	今曾根中田線	今曾根地内				0.10	0.10
20	128	馬屋下原今曾根線	今曾根地内			0.07		0.07
21	132	今曾根大袋線	工業団地内			0.11		0.11
22	133	武士畑線	県道～武士西部線				0.32	0.32
23	136	武士東部線	武土地内				0.25	0.25
24	148	上稲塚南線	上稲塚地内			0.21		0.21
25	165	武士字内線	武土地内			0.10		0.10
26	171	岡嶺1号線	上稲塚地内			0.28		0.28
27	P33	今曾根線	清里区今曾根					
		合 計			3.67	4.44	1.42	9.53

三原田組 第2ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	3	岡野町馬屋中央線	高津～菅原		1.69			1.69

除 雪 路 線 表

三原田組 第2ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
2	39	武士線	西部線～清里小			0.81		0.81
3	49	岡野町塩曾根線	県道～四ツ屋上深沢線		0.92			0.92
4	118	岡野町宮下川原線	岡野町地内			0.27		0.27
5	171	岡嶺1号線	清里区平成地内		0.41			0.41
6	184	平成1号線	清里区平成地内			0.31		0.31
7	191	岡野町馬道線	上稲塚～岡野町			0.30	0.20	0.50
8	216	平成2号線	清里区平成地内			0.12		0.12
9	217	平成3号線	清里区平成地内			0.11		0.11
10	218	平成4号線	清里区平成地内			0.21		0.21
11	219	平成5号線	清里区平成地内			0.22		0.22
12	220	平成6号線	清里区平成地内			0.21		0.21
13	221	岡嶺2号線	清里区平成地内			0.21		0.21
14	227	弥生1号線	弥生地内			0.11		0.11
15	228	弥生2号線	弥生地内			0.10		0.10
16	229	弥生3号線	弥生地内			0.11		0.11
17	CD13	岡野町高津線	東京田～高津		0.41			0.41
		合 計			3.43	3.09	0.20	6.72

三原田組 第3ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	1	菅原線	菅原地内			0.22		0.22
2	2	菅原東線	岡嶺新田～菅原	0.48				0.48
3	8	清里中学校線	県道～岡嶺	0.50				0.50
4	8	清里中学校線	県道～岡嶺新田	0.21				0.21
5	11	荒牧線	荒牧～中央線			0.40		0.40
6	16	荒牧岡嶺線	清里中学校～荒牧			0.16		0.16
7	171	岡嶺1号線	岡嶺新田～荒牧		0.22			0.22
		合 計		1.19	0.22	0.78		2.19

三原田組 第4ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	3	岡野町馬屋中央線	菅原～馬屋		1.87		0.15	2.02

除 雪 路 線 表

三原田組 第4ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
2	18	上田島南田中線	上田島～菅原、みらい		0.77	0.27		1.04
3	32	今曾根上田島線	今曾根～中央線			0.55		0.55
4	36	今曾根武士線	みらい地内			0.58		0.58
5	38	四ツ屋上深沢線	四ツ屋～菅原	1.80	0.60			2.40
6	236	みらい1号線	みらい地内			0.16	0.06	0.22
7	245	みらい2号線	みらい地内			0.22		0.22
合 計				1.80	3.24	1.78	0.21	7.03

三原田組 第5ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	02	札山線	荒牧地内			0.08		0.08
2	9	荒牧上前田線	荒牧地内			0.26		0.26
3	10	荒牧東畑線	荒牧地内			0.12		0.12
4	14	上深沢岡嶺線	上深沢地内				0.09	0.09
5	15	上深沢上田島線	上深澤～上田島		1.32			1.32
6	19	上田島草野線	上田島地内				0.14	0.14
7	20	上田島萩平線	上田島地内			0.30		0.30
8	21	上田島東福島線	上田島～東福島			0.25		0.25
9	22	上田島塩曾根線	上田島～塩曾根		0.30		0.65	0.95
10	23	馬屋黒保線	馬屋地内		0.33			0.33
11	25	馬屋字内線	馬屋地内			0.59		0.59
12	26	馬屋南線	馬屋地内				0.21	0.21
13	28	馬屋十二ノ木線	馬屋地内			0.27		0.27
14	31	塩曾根線	塩曾根地内			0.31		0.31
15	38	四ツ屋上深沢線	上深澤地内		0.14			0.14
16	75	東戸野上田島線	上田島地内		0.17	0.26		0.43
17	109	馬屋神社線	馬屋地内			0.16	0.32	0.48
18	111	上田島北大門線	上田島地内				0.09	0.09
19	124	上深沢南田線	上深澤地内				0.07	0.07
20	131	塩曾根神社線	塩曾根地内				0.06	0.06
21	137	上田島中央線	上田島地内				0.31	0.31
22	139	上田島久保林線	上田島地内				0.09	0.09

除 雪 路 線 表

三原田組 第5ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
23	153	上深沢竹原線	上深沢地内				0.14	0.14
24	176	荒牧南部線	荒牧地内				0.30	0.30
25	177	荒牧南線	荒牧地内				0.08	0.08
		合 計			2.26	2.60	2.55	7.41

三原田組 第6ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	63	鶯沢箸供養線	鶯澤地内				0.13	0.13
2	64	鶯沢大沢田線	鶯澤地内				0.17	0.17
3	65	上中條鶯沢線	上中條～鶯沢		0.11	0.63		0.74
4	67	上中條線	上中條地内			0.07		0.07
5	68	鈴倉線	県道～鈴倉		0.30			0.30
6	70	寺脇前田線	寺脇地内			0.28		0.28
7	71	東戸野寺脇線	東戸野～寺脇			0.42		0.42
8	71	東戸野寺脇線	東戸野寺脇線		0.07			0.07
9	72	東戸野出口線	東戸野地内			0.19		0.19
10	75	東戸野上田島線	東戸野地内				0.28	0.28
11	77	東戸野荒井線	東戸野地内				0.11	0.11
12	80	棚田鶯沢線	上中條～鶯澤		0.76			0.76
13	83	棚田北野線	棚田地内				0.08	0.08
14	146	鶯沢品の木線	鶯澤地内				0.13	0.13
15	155	清里板倉線	棚田～上中條		0.32	0.44		0.76
16	158	棚田東松ノ木線	棚田地内		0.26			0.26
17	163	東戸野前田線	東戸野地内				0.10	0.10
		合 計			1.82	2.03	1.00	4.85

三原田組 第7ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	61	梨窪線	県道～梨窪		0.30	0.15		0.45
2	62	梨窪坊ヶ池線	梨窪地内				0.14	0.14
3	66	鶯沢梨窪線	梨窪地内				0.14	0.14
4	83	棚田北野線	北野地内				0.09	0.09

除 雪 路 線 表

三原田組 第7ブロック

(km)





番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
5	84	水草線	県道～水草			0.15		0.15
6	85	北野杉名坂線	県道～北野		0.21		0.11	0.32
7	85	北野杉名坂線	県道～牧区境				0.43	0.43
8	86	北野石坂線	北野地内			0.37		0.37
9	87	北野奈良尾線	北野～梨平			0.23	0.25	0.48
10	88	梨平線	梨平地内		0.30			0.30
11	89	梨平大沢林線	梨平地内				0.20	0.20
12	90	奈良尾線	県道～奈良尾		0.94			0.94
13	91	梨平峠線	梨平地内			0.27	0.33	0.60
14	92	原梨平線	梨平地内				0.10	0.10
15	103	梨平第2字内線	梨平地内				0.07	0.07
16	150	梨窪道田線	梨窪地内				0.10	0.10
17	224	梨窪字内線	梨窪地内				0.09	0.09
		合 計			1.75	1.17	2.05	4.97

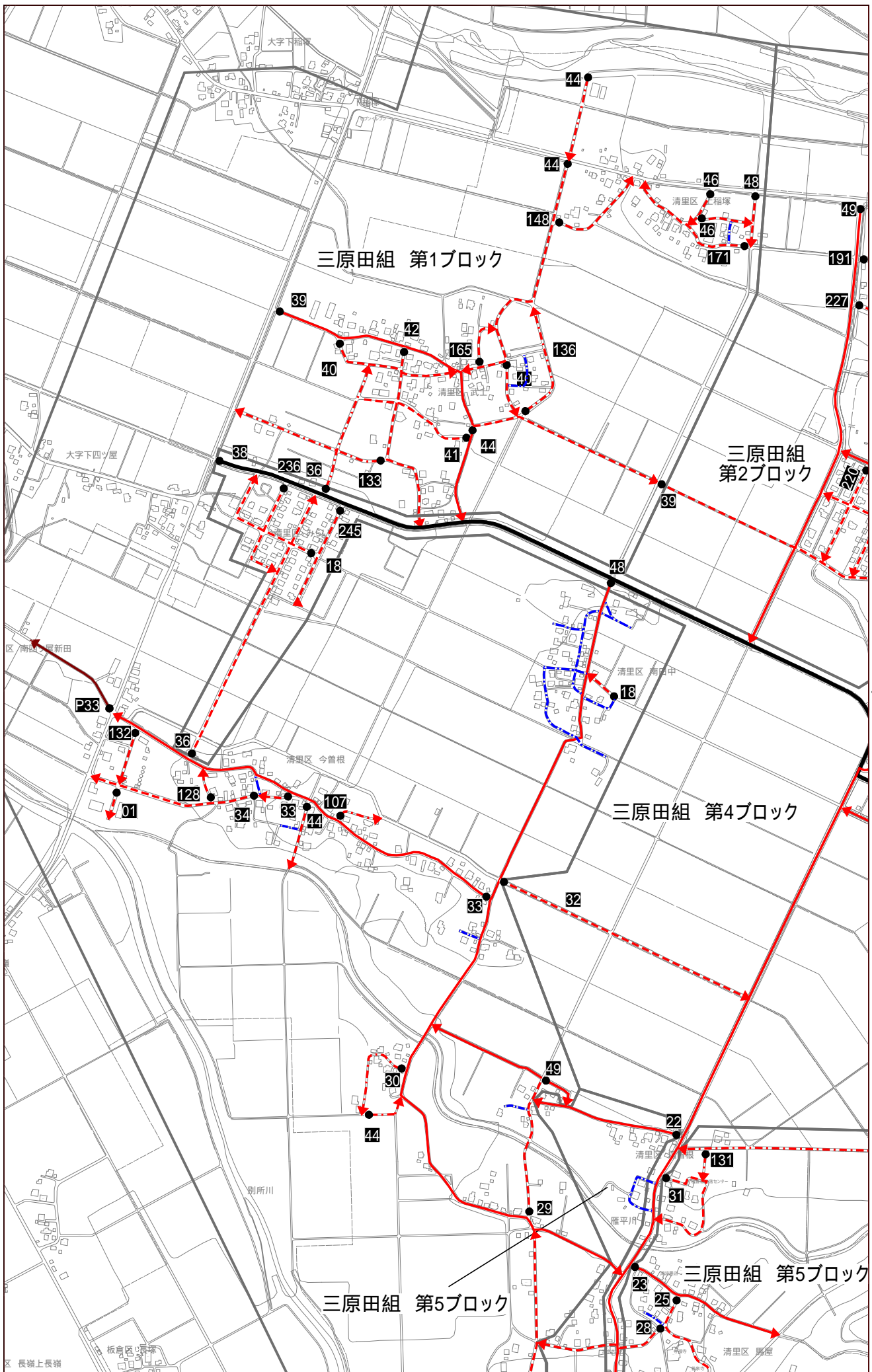
三原田組 第8ブロック

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	50	青柳向下外峯線	青柳地内			0.21	0.09	0.30
2	52	青柳中央線	清里区青柳地内				0.03	0.03
3	56	青柳番場線	青柳地内				0.18	0.18
4	57	青柳道島線	青柳地内			0.42		0.42
5	58	坊ヶ池線	青柳地内			0.32		0.32
6	59	坊ヶ池環状線	日ノ八線～星のふるさと館				0.56	0.56
7	60	青柳日の八線	県道～坊ヶ池			2.09		2.09
8	96	赤池線	県道～赤池		1.79			1.79
9	100	青柳長田線	青柳地内				0.24	0.24
10	101	赤池向川線	赤池地内				0.08	0.08
11	145	青柳蔵ノ町線	青柳地内				0.19	0.19
12	159	赤池上牧線	赤池地内			0.14		0.14
13	166	青柳道島中央線	青柳地内				0.08	0.08
14	186	赤池横前線	赤池地内			0.18		0.18
15	240	青柳水頭線	青柳地内				0.08	0.08
		合 計			1.79	3.36	1.53	6.68

4 車道除雪路線図

車道除雪路線凡例	
	特 一 種 路 線
	一 種 路 線
	二 種 路 線
	三 種 路 線



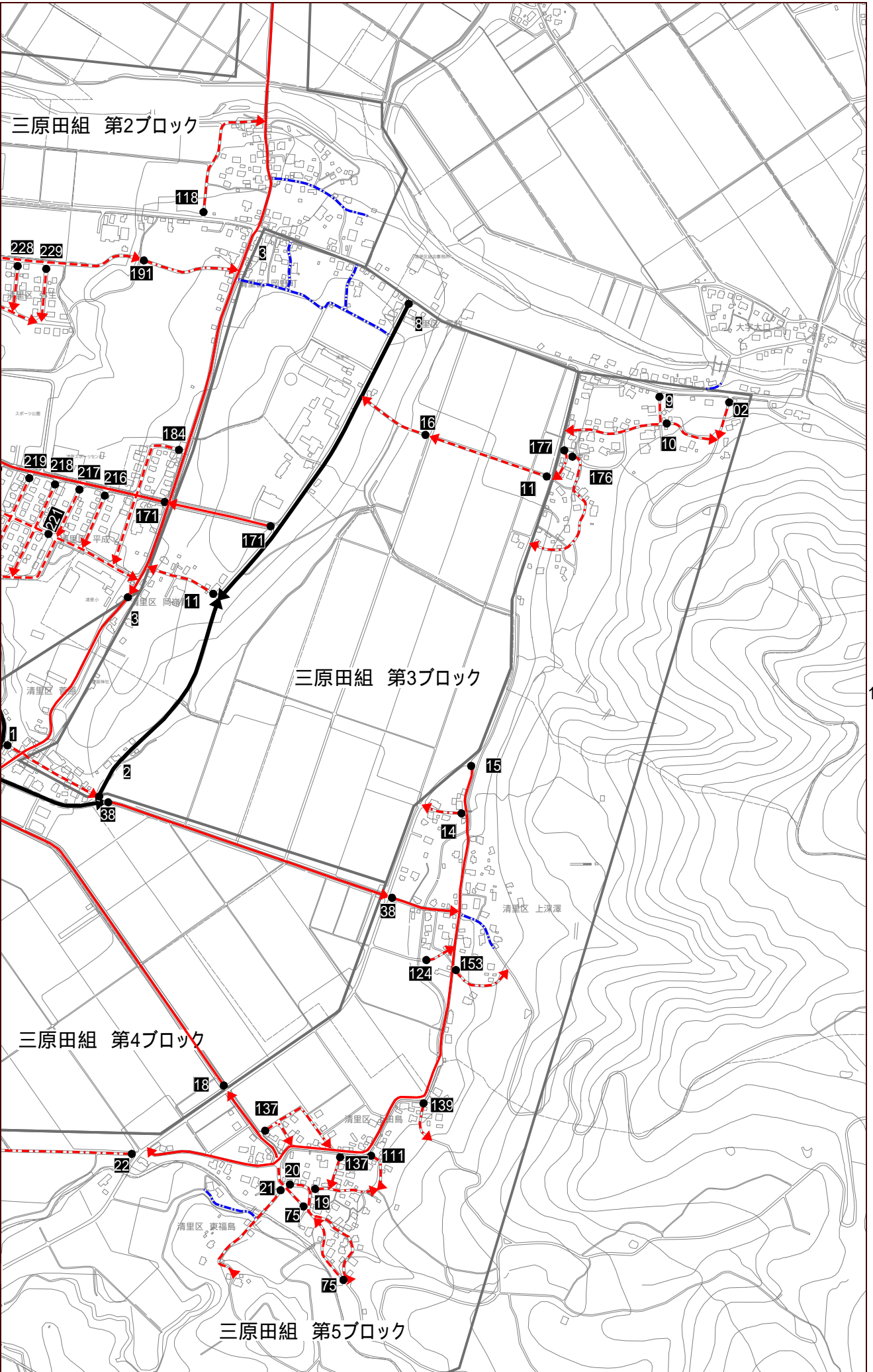
135

三原田組 第2ブロック

三原田組 第3ブロック

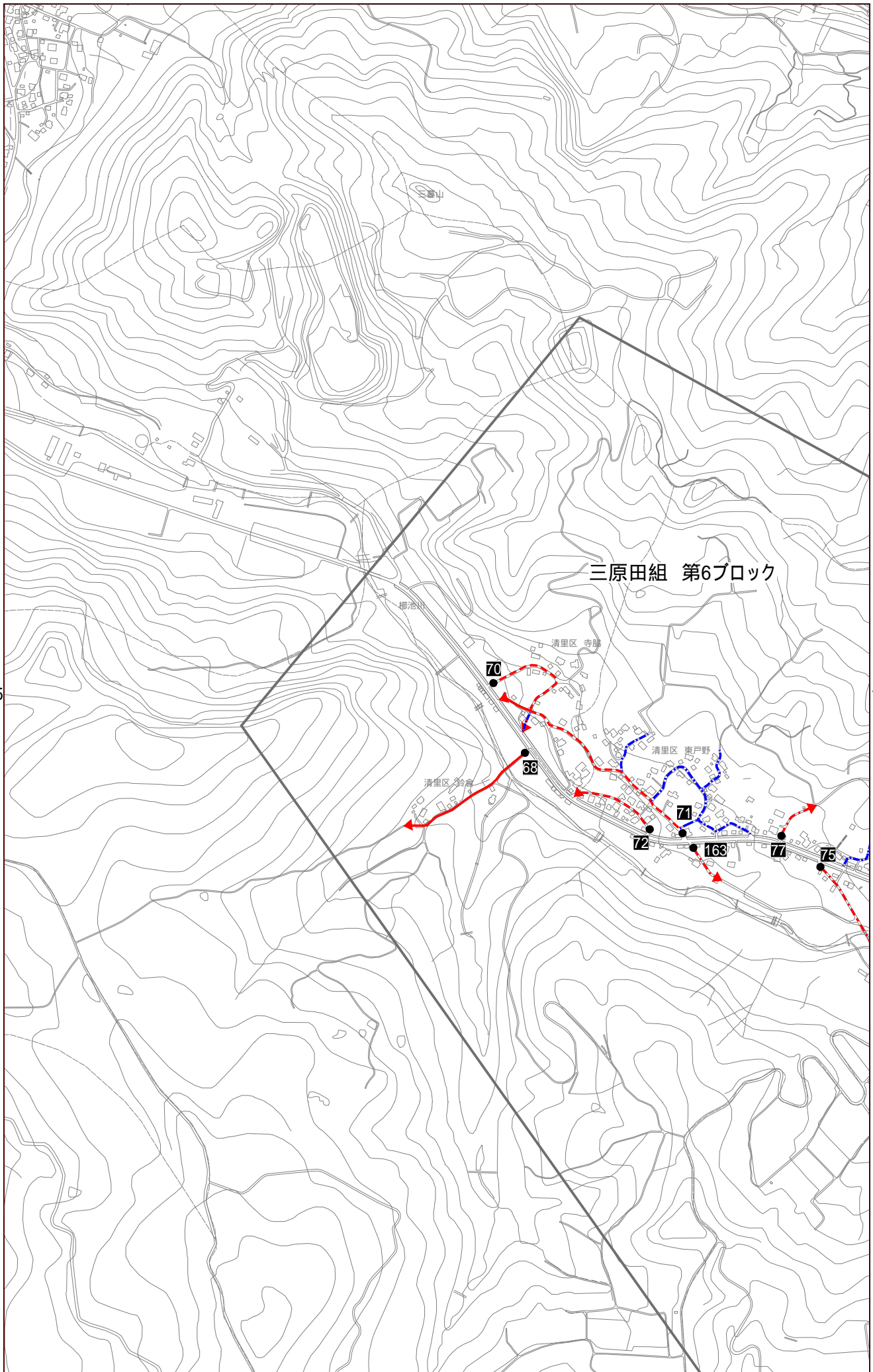
三原田組 第4ブロック

三原田組 第5ブロック



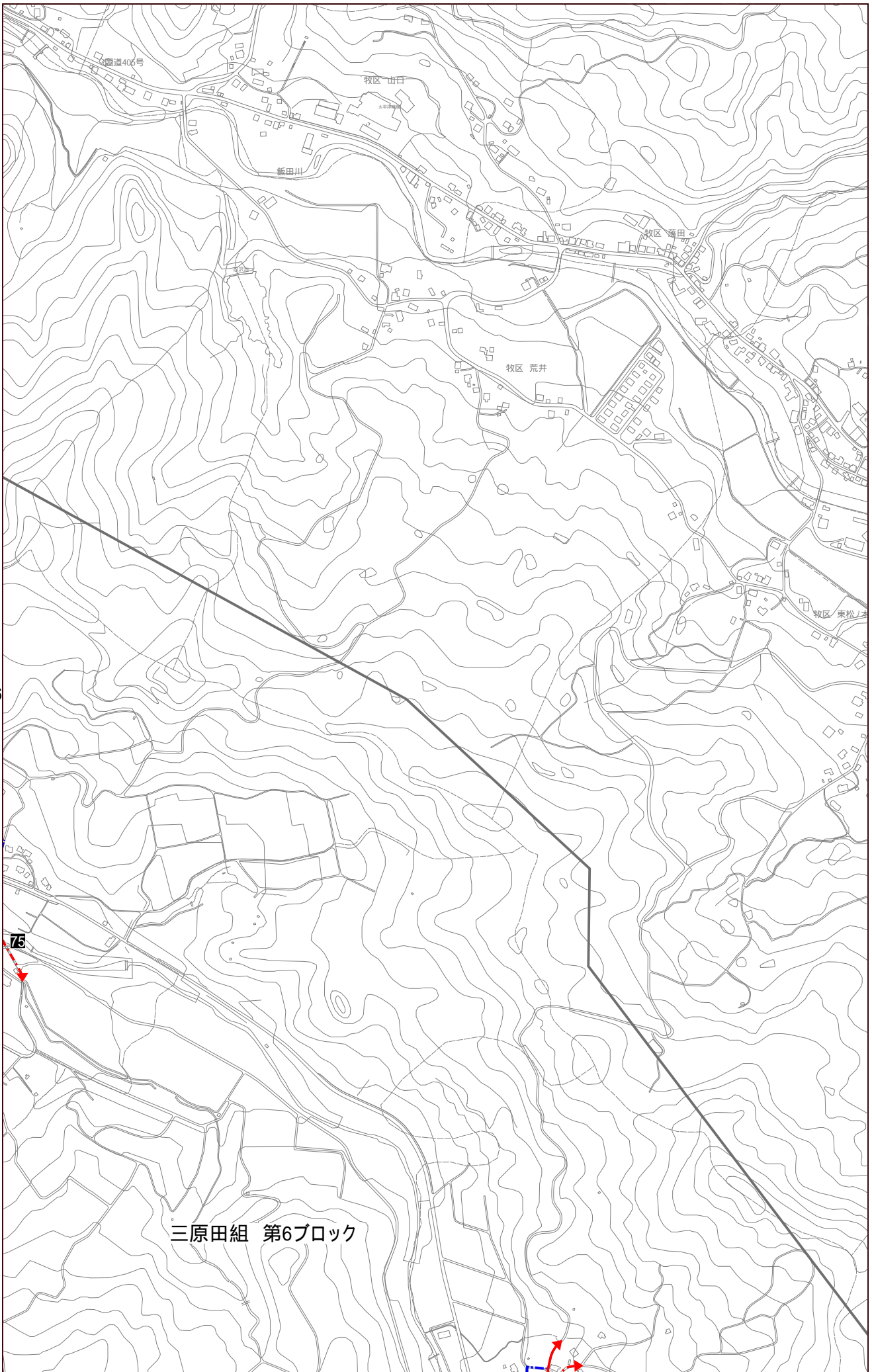
134

136



135

137



136

三原田組 第1ブロック

3

109

三原田組 第4ブロック

26

三原田組 第5ブロック

板倉区 沢田下沢田

板倉区 田島

上江用水

下江用水

板倉区 沢田上沢田

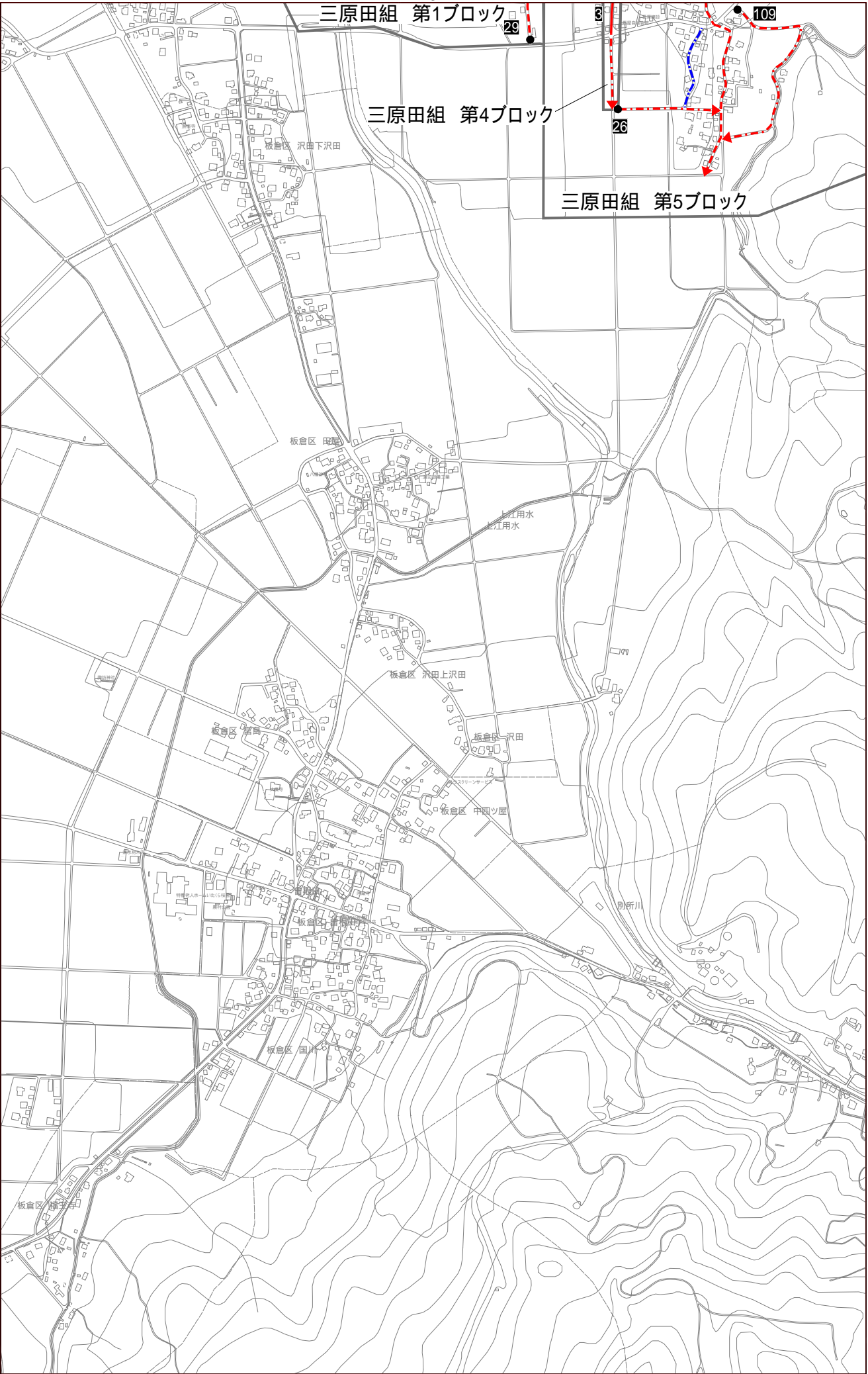
板倉区 沢田

板倉区 中畑ツ屋

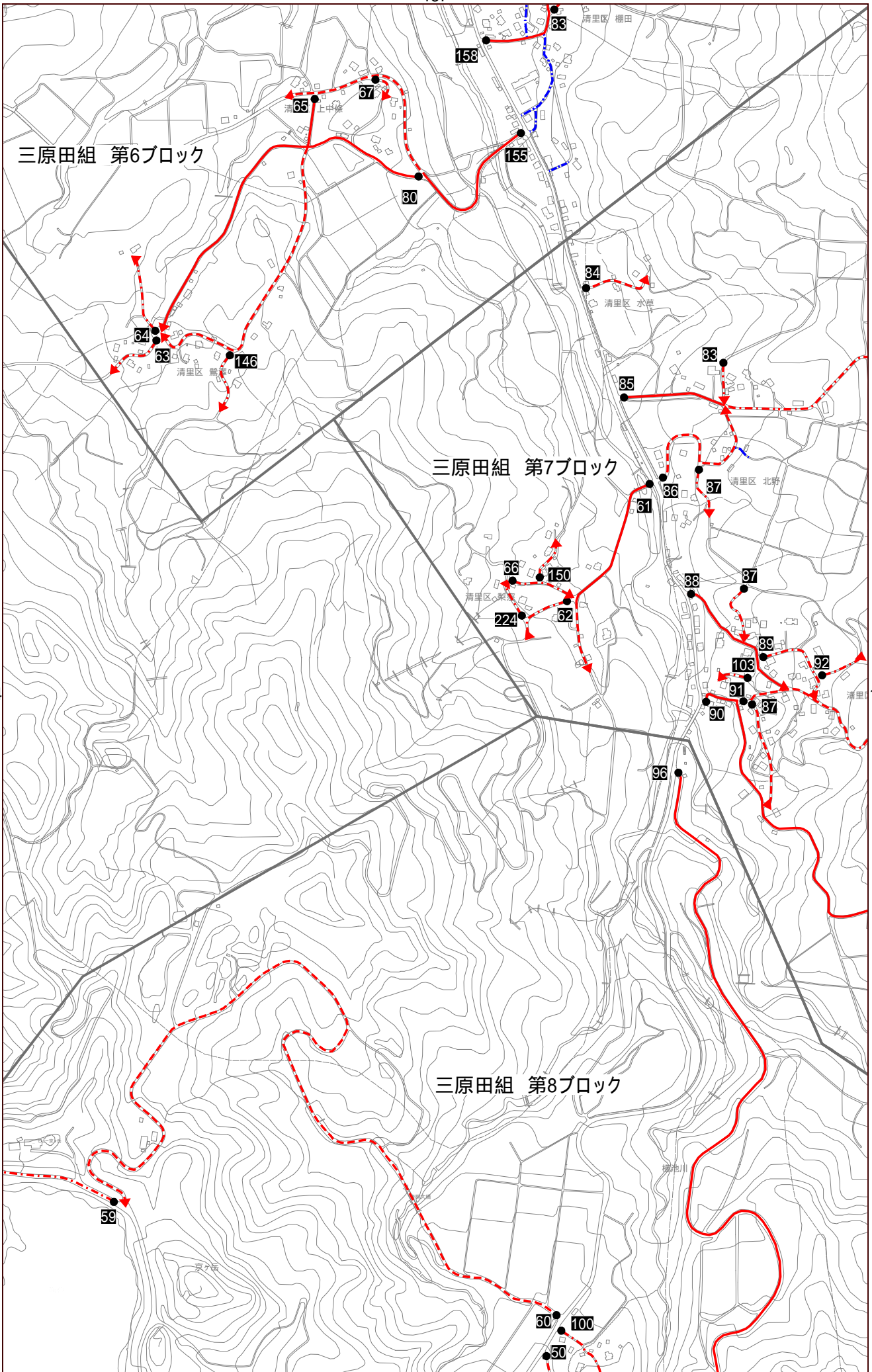
別所川

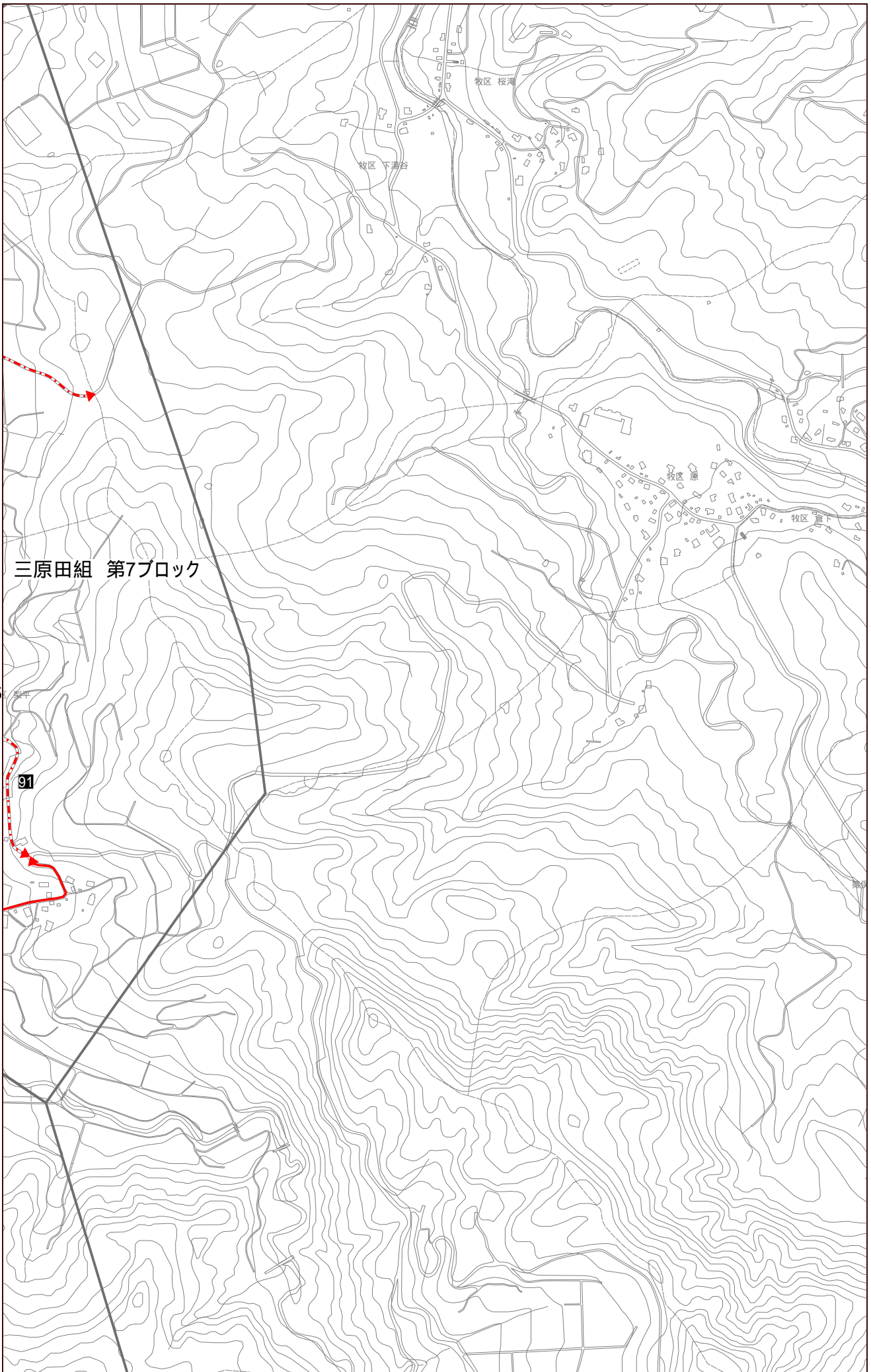
板倉区 国分

板倉区 藤子号









155

三原田組 第8ブロック

52

58

56

57

166

145

240

50

159

186

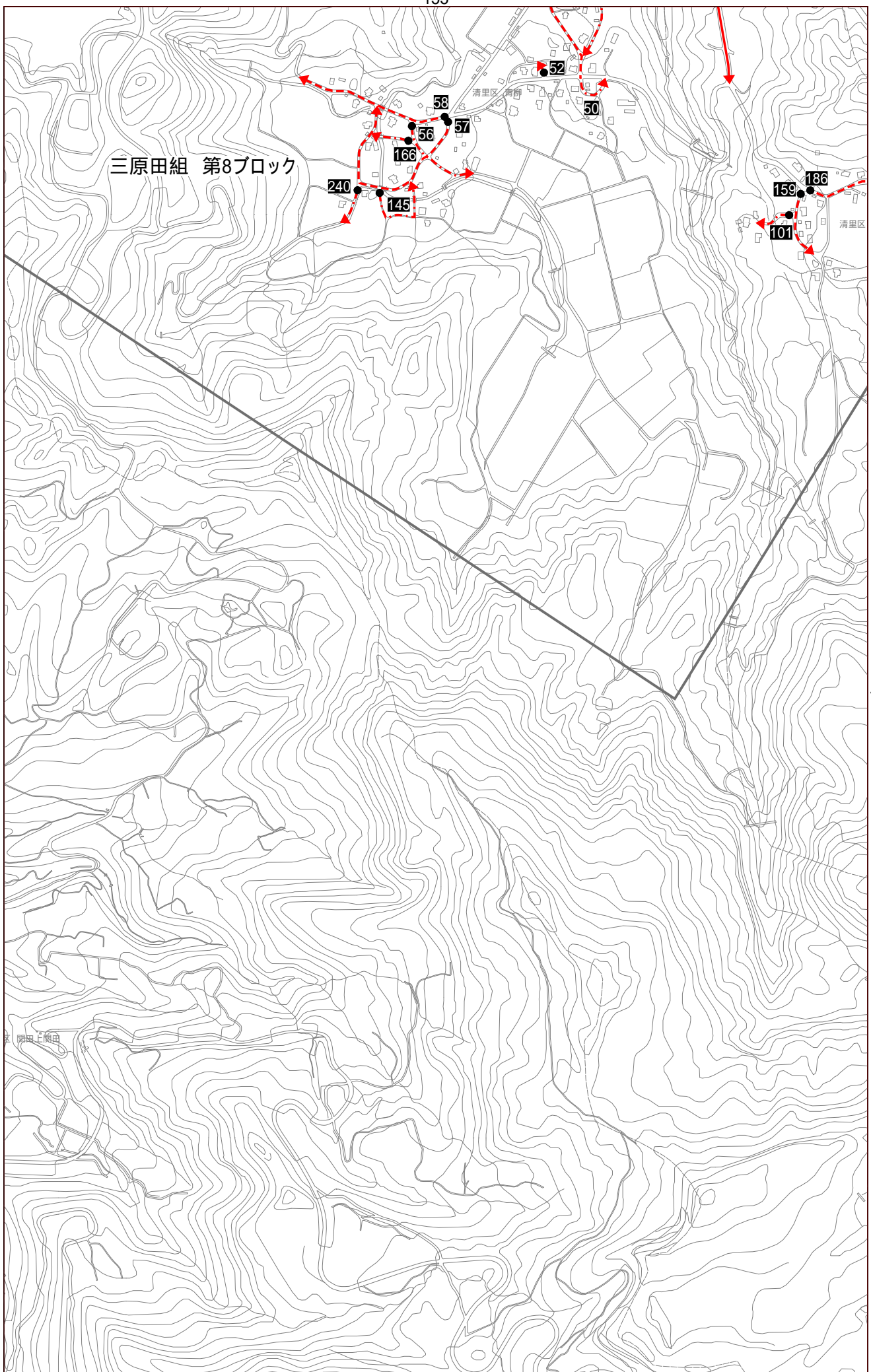
101

清里区 清里

清里区

175

開田上南田

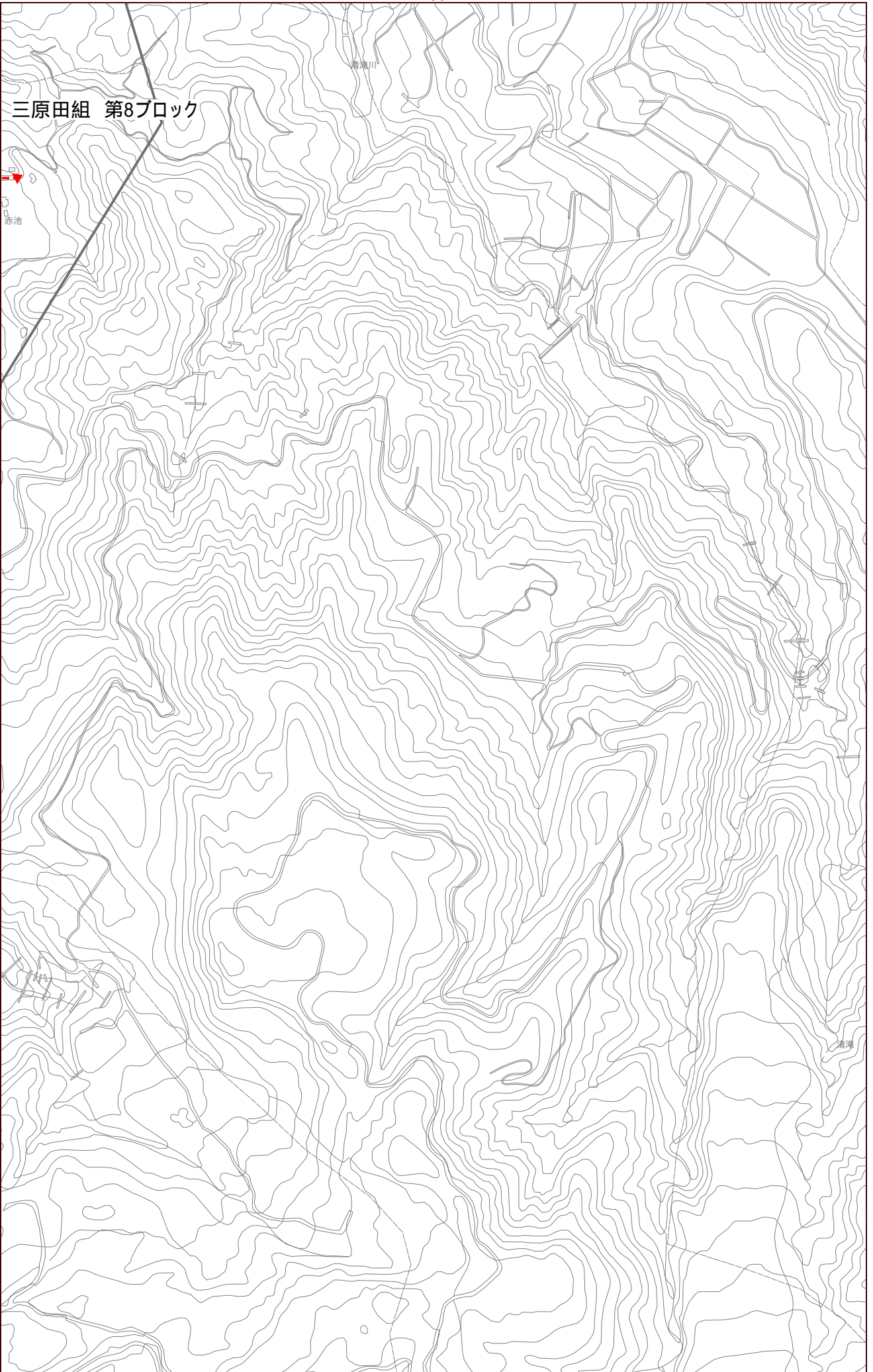


三原田組 第8ブロック

赤池

海淵川

清澤



5 歩道除雪路線表

歩 道 除 雪 路 線 表

グリーンファーム清里

(km)

番号	路線番号	路 線 名	区 間	早朝	日中
1	3	岡野町馬屋中央線	岡野町～岡嶺新田	0.68	
2	3	岡野町馬屋中央線	菅原～塩曾根	0.82	
3	8	清里中学校線	清里区総合事務所～岡嶺1号線	0.70	
4	18	上田島南田中線	上田島～菅原	0.77	
5	38	四ツ屋上深沢線	県道～岡野町塩曾根線	1.14	
7	49	岡野町塩曾根線	県道～四ツ屋上深沢線	0.91	
8	75	東戸野上田島線	上田島～菅原	0.11	
9	171	岡嶺1号線	平成～中学校線	0.60	
		合 計		5.73	

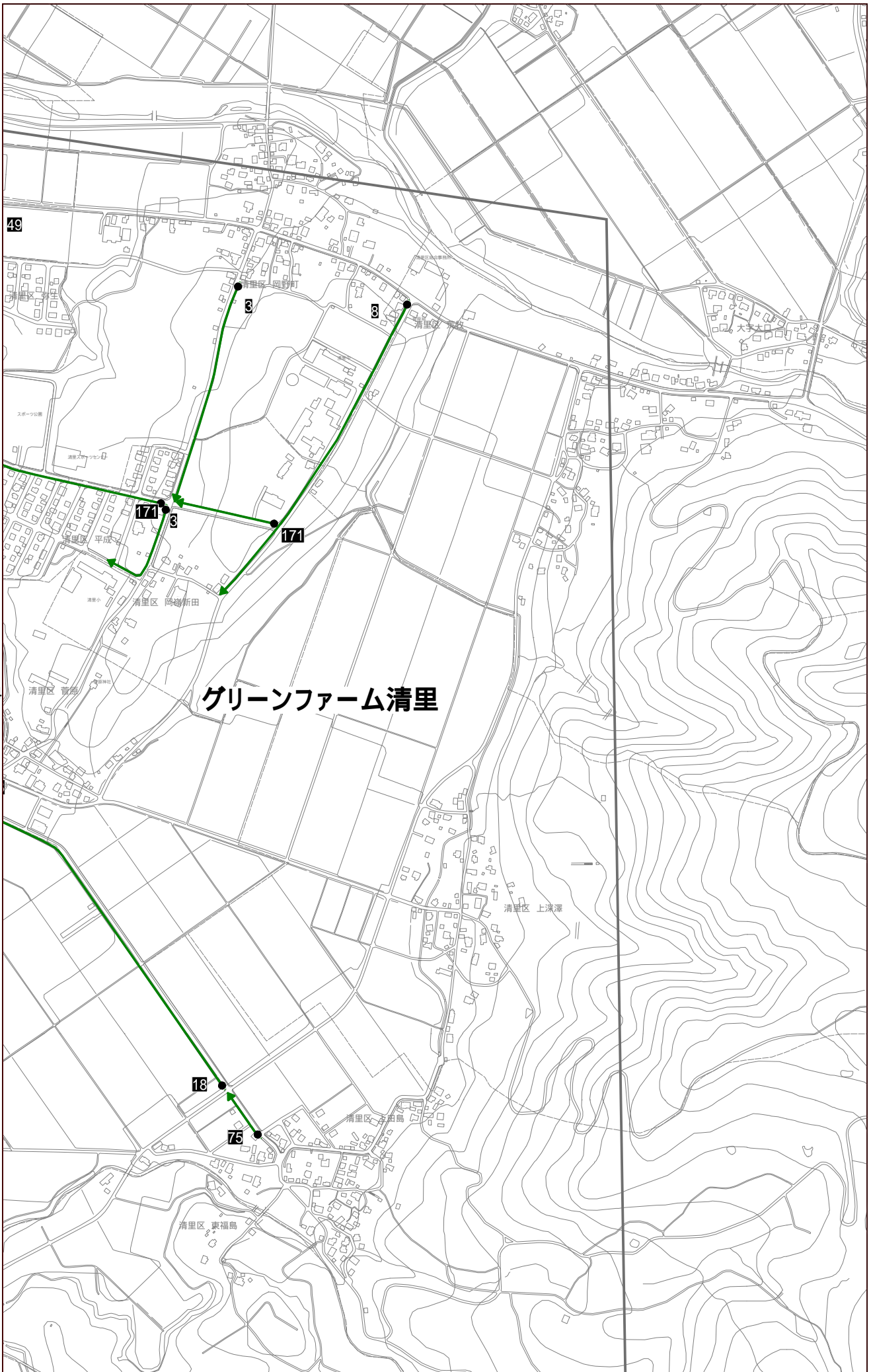
6 歩道除雪路線図

歩道除雪路線凡例	
	早朝除雪路線
	日中除雪路線



グリーンファーム清里

135



134

グリーンファーム清里

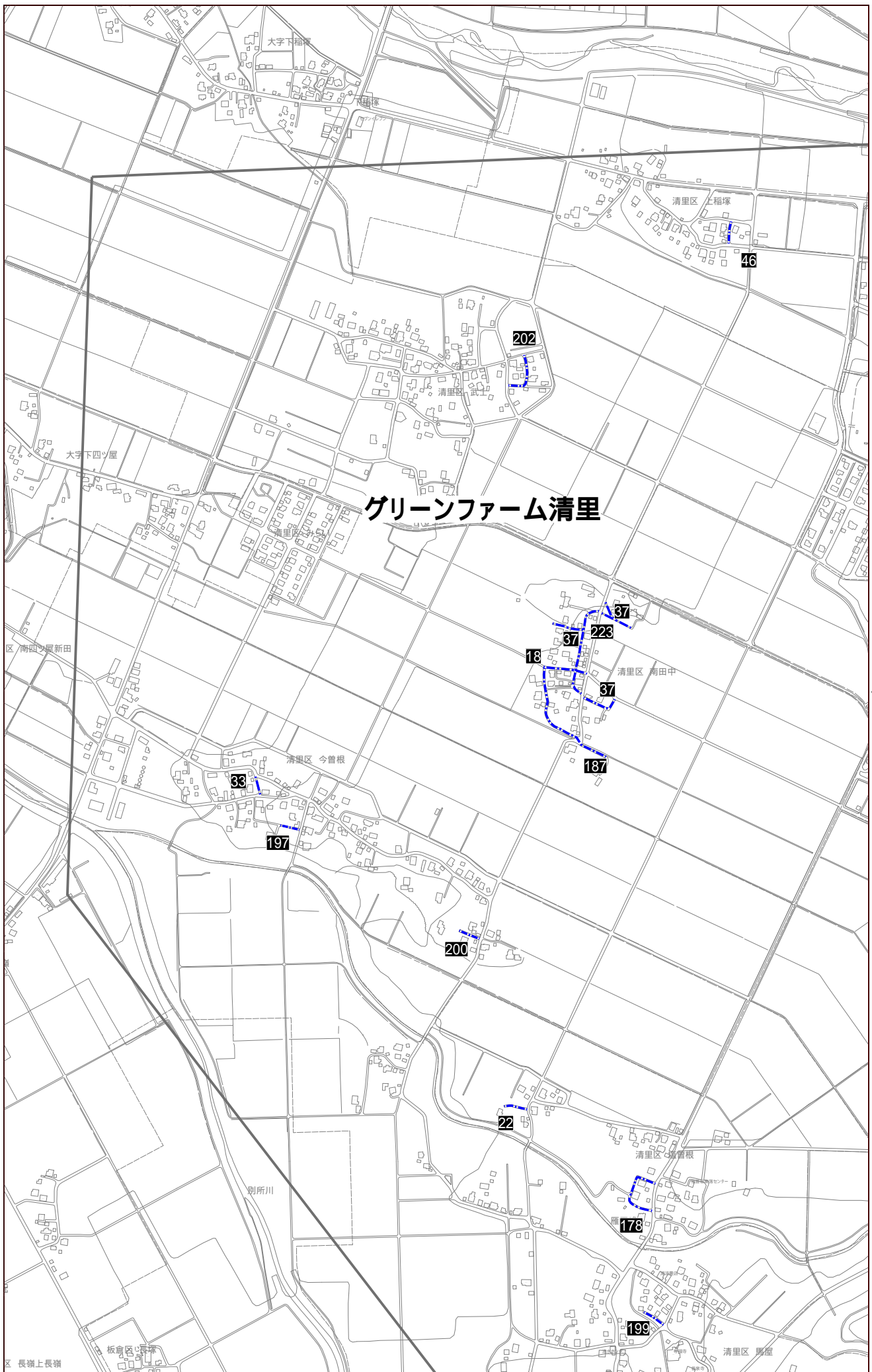
7 狹隘道路除雪一覽表

狭 隘 道 路 除 雪 一 覧 表

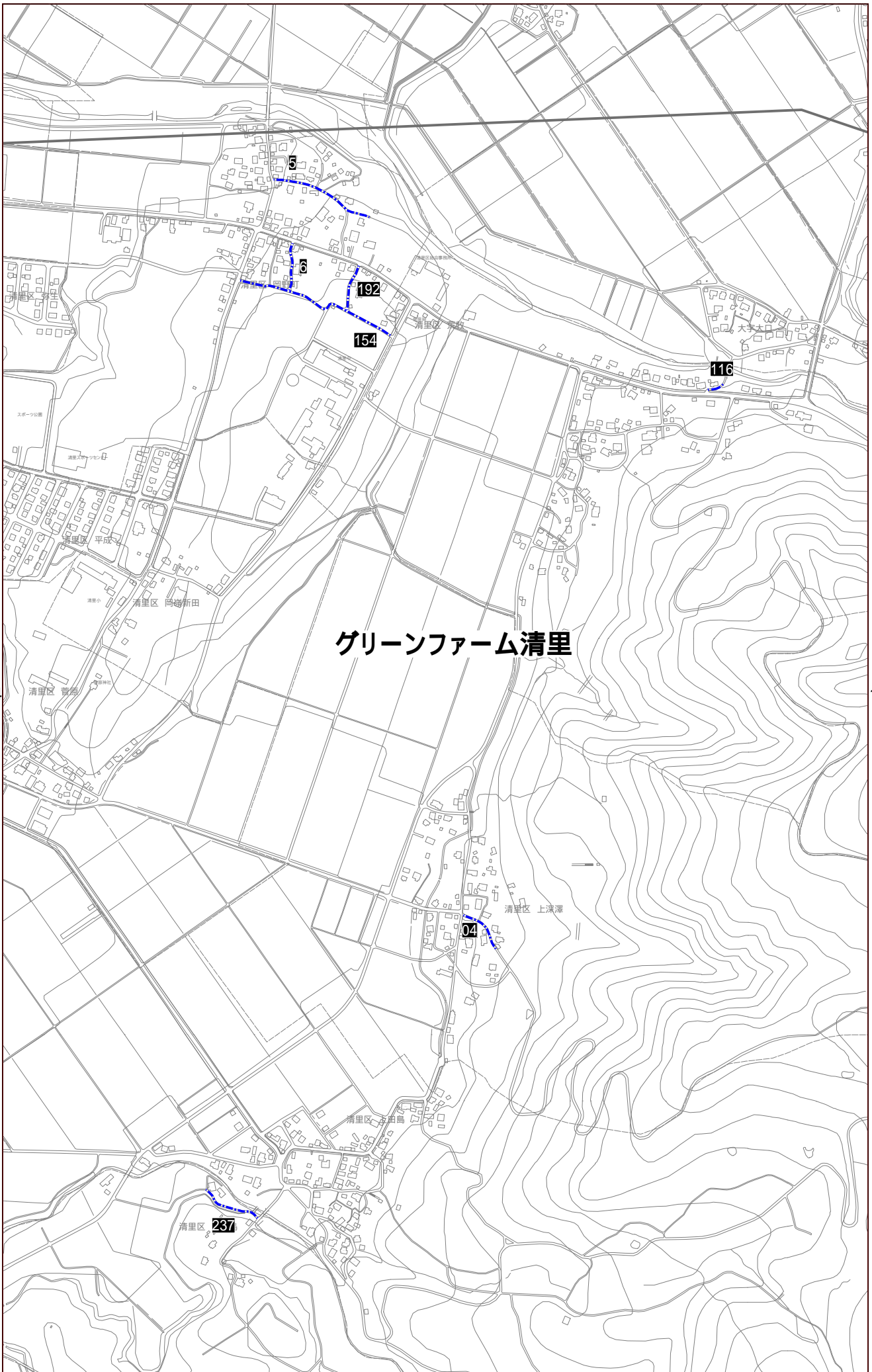
グリーンファーム清里

番号	路線番号	路 線 名	除雪延長(m)	道路幅員(m)
1	03	棚田線	34	2.5m
2	04	四ツ屋上深澤線	100	
3	5	岡野町諏訪1号線	211	4.0m
4	6	岡野町諏訪2号線	97	4.0m
5	18	上田島南田中線	88	4.0m
6	22	上田島塩曾根線	47	3.5m
7	33	今曾根線	37	3.5m
8	37	南田中線	372	4.0m
9	46	上稲塚線	44	4.0m
10	70	寺脇前田線	40	2.5m
11	73	東戸野字内線	346	4.0m
12	74	東戸野十王堂線	38	3.5m
13	78	東戸野第1荒井線	96	4.0m
14	82	棚田線	277	2.5m
15	114	棚田日暮線	44	3.5m
16	116	荒牧大口線	34	3.0m
17	147	東戸野岩山線	102	4.0m
18	154	岡野町諏訪3号線	334	4.0m
19	161	東戸野牛沢線	98	4.0m
20	162	馬屋墨川線	170	4.0m
21	178	塩曾根池田南線	139	4.0m
22	187	南田中才ノ神線	246	4.0m
23	188	北野竹原線	35	
24	192	岡野町いわき線	94	4.0m
25	197	今曾根第2天ノ原線	40	4.0m
26	199	馬屋久保線	47	3.5m
27	200	今曾根百五十苅線	44	5.0m
28	202	武士東向1号線	95	4.0m
29	223	南田中かいと線	62	4.0m
30	233	大字棚田中央線	53	5.0m
31	237	上田島袖峯線	125	3.0m
		合 計	3,589	

8 狭隘道路除雪路線図



135



グリーンファーム清里

134

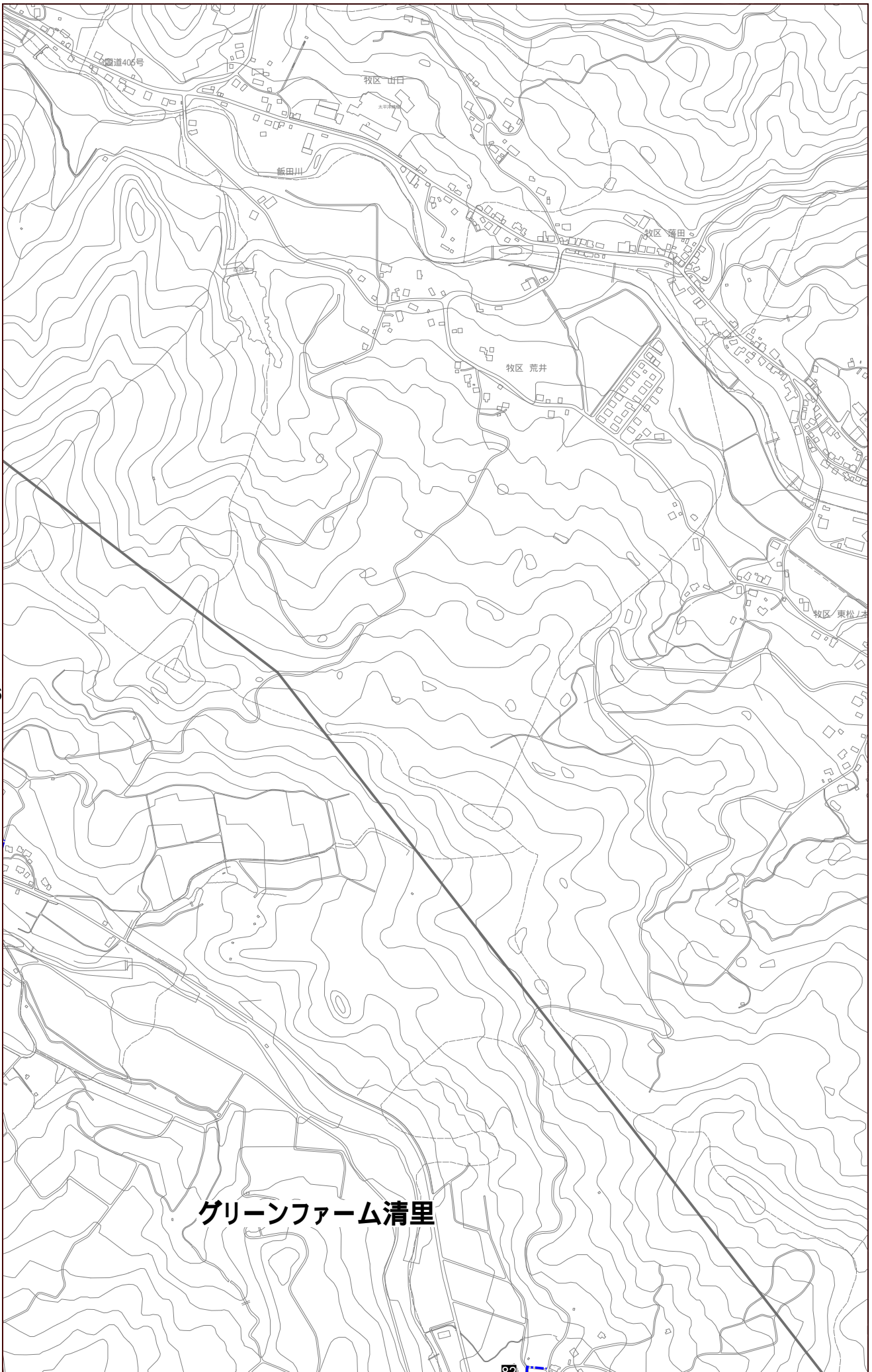
136



135

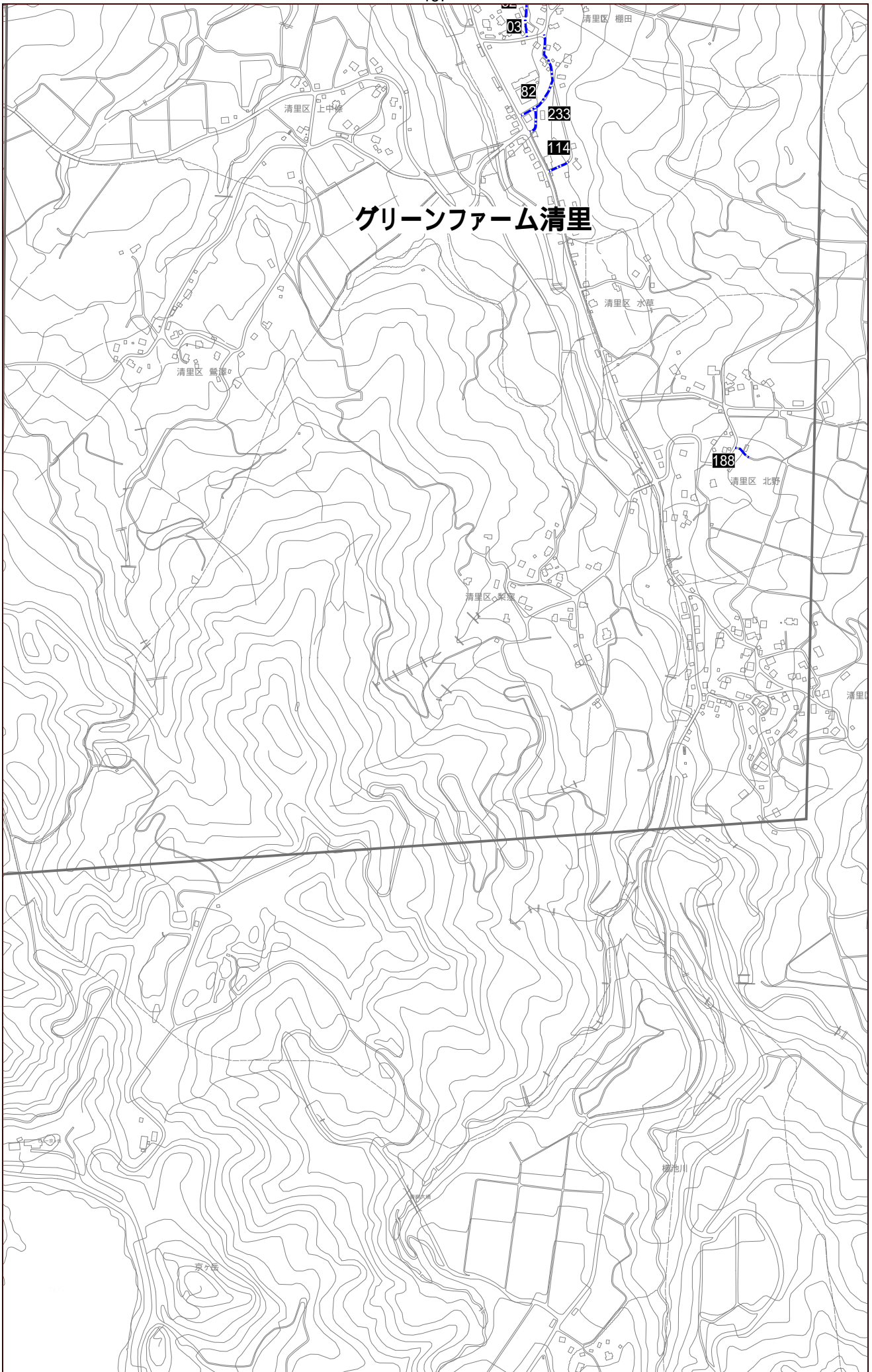
137

グリーンファーム清里



136





9 消雪パイプ設置一覧表

9 消雪パイプ設置一覧表

市道関係


番号	設置年度	路線名	井戸の設置場所	井戸深度 (m)	ポンプ出力 (kw)	消雪パイプ延長 (m)	平均幅員 (m)	消雪面積 (㎡)	備考
1	昭和62年度	菅原線	菅原	125.0	7.50	277	4.0	1,108	
2	平成25年度	岡野町馬屋中央線	菅原	112.0	22.00	357	7.5	2,677	平成25年度メインパイプ更新
3	昭和60年度	岡野町馬屋中央線	岡野町	140.0	7.50	160	7.5	1,200	
4	平成24年度	岡野町馬屋中央線	岡野町	140.0	11.00	236	7.5	1,767	平成24年度メインパイプ更新
5	昭和63年度	岡野町諏訪1号線	岡野町	131.0	11.00	193	4.0	772	
6	平成25年度	岡野町馬屋中央線	馬屋	140.0	11.00	302	7.5	2,262	平成25年度メインパイプ更新
7	昭和63年度	馬屋南線	馬屋	130.0	11.00	243	5.0	1,213	
8	平成3年度	馬屋字内線	馬屋	91.0	11.00	327	5.0	1,636	
9	平成2年度	馬屋黒保線	馬屋	140.0	15.00	556	5.0	2,779	
10	平成4年度	上稲塚南田中馬屋線1	馬屋	126.0	18.50	304	5.0	1,519	
11	平成8年度	上稲塚南田中馬屋線2	馬屋	155.0	15.00	267	5.0	1,336	
12	平成25年度	岡野町馬屋中央線	塩曽根	136.0	11.00	337	7.5	2,523	平成25年度メインパイプ更新
13	平成4年度	上田島塩曽根線	塩曽根	155.0	15.00	409	5.0	2,043	
14	平成29年度	今曽根線1	今曽根	150.0	22.00	570	6.0	3,420	平成29年度 井戸・メインパイプ更新
15	昭和61年度	今曽根線2	今曽根	158.0	15.00	264	6.0	1,584	令和元年度井戸二重ケーシング
16	平成4年度	今曽根線3	今曽根	120.0	15.00	300	5.0	1,500	
17	昭和63年度	南田中線	南田中	130.0	11.00	306	4.0	1,222	
18	平成6年度	南田中才ノ神線	南田中	115.0	11.00	272	4.0	1,086	
19	平成29年度	武士線	武士	149.0	18.50	577	5.0	2,885	平成28年度井戸更新、平成29 年度メインパイプ更新
20	平成26年度	武士西部線	武士	140.0	15.00	399	4.0	1,596	平成26年度メインパイプ更新
21	平成6年度	武士北線	武士	140.0	11.00	354	4.0	1,416	

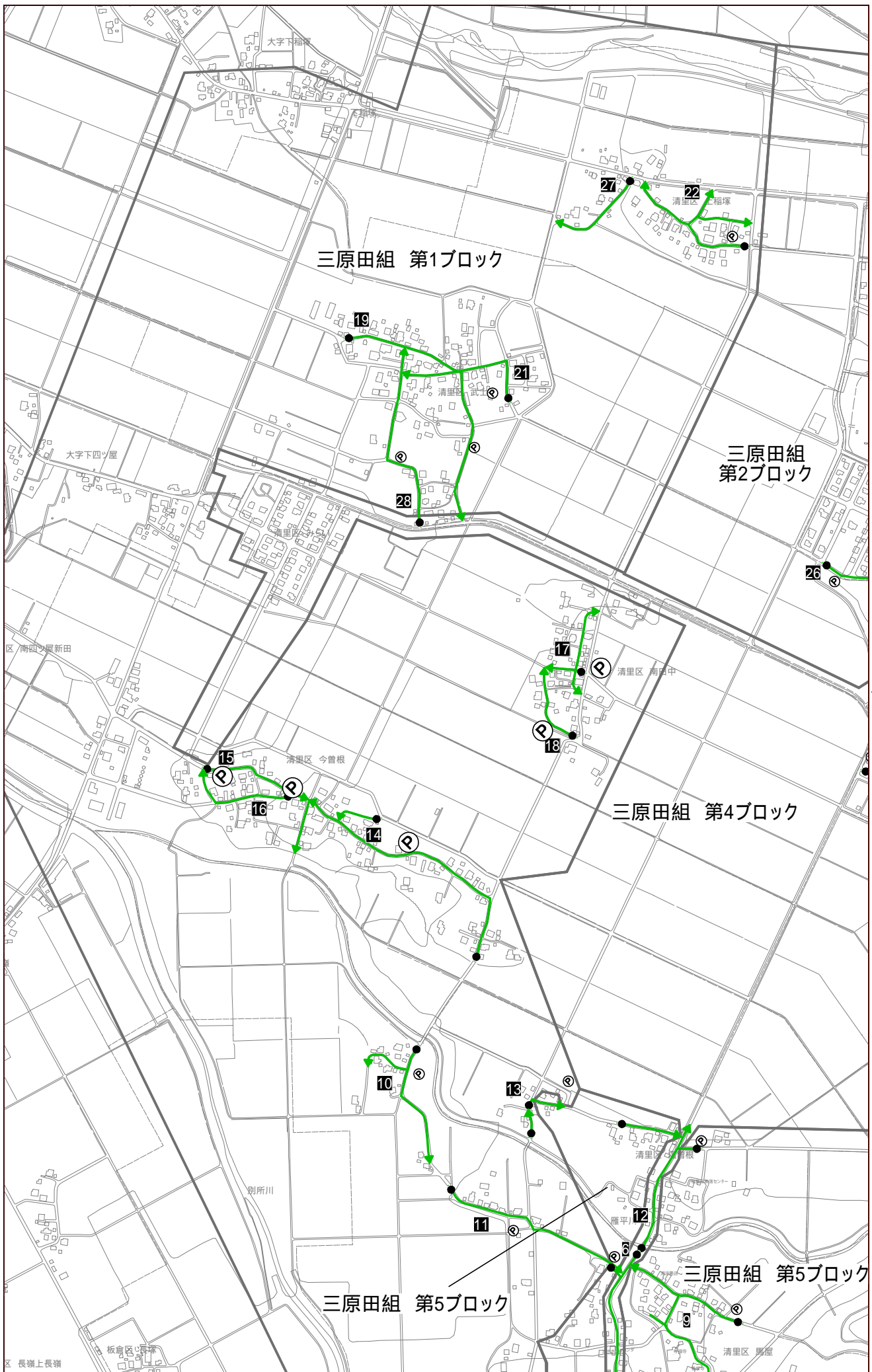
9 消雪パイプ設置一覧表

市道関係

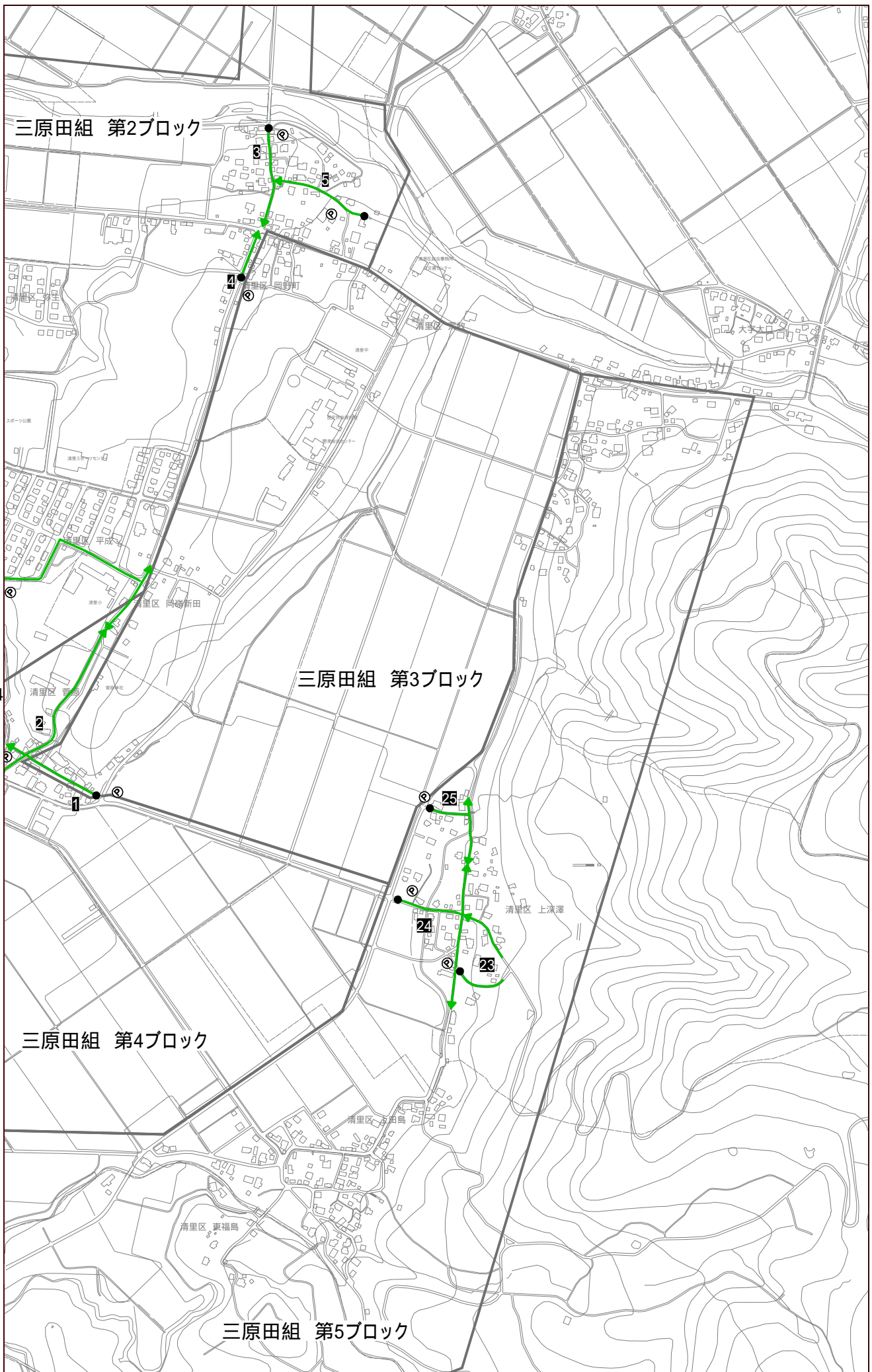
番号	設置年度	路線名	井戸の設置場所	井戸深度 (m)	ポンプ出力 (kw)	消雪パイプ延長 (m)	平均幅員 (m)	消雪面積 (㎡)	備考
22	平成1年度	岡嶺1号線	上稲塚	157.0	15.00	507	5.0	2,535	
23	平成1年度	上深沢竹原線	上深澤	88.0	5.50	220	4.0	878	
24	平成2年度	四ッ屋上深澤線	上深澤	100.0	15.00	430	7.5	3,225	
25	平成4年度	上深澤岡嶺線	上深澤	94.0	11.00	210	4.0	840	
26	平成24年度	岡野町馬屋中央線	岡嶺新田	120.0	15.00	390	7.5	2,921	平成24年度メインパイプ更新
27	—	上稲塚南線	上稲塚	—	—	210	4.0	840	県の消雪井戸と併用
合計						8,973		48,783	

10 消雪パイプ設置図

消雪パイプ凡例	
	消雪パイプ
Ⓟ	ポンプ



135



三原田組 第1ブロック

三原田組 第4ブロック

三原田組 第5ブロック



緊急除雪作業報償制度

異常降雪時※に事前登録した団体が緊急的に市道除雪を行った経費の一部を報償金として支給します。

※大雪災害対策本部が設置されている期間のうち、除雪事業者による市道除雪が一時的に困難となった場合等とします



対象者

除雪作業の実施前に**事前登録**を行った下記団体

- 町内会（自主防災組織）
- 町内会の組、班

対象箇所

30m以上の市道 (車道のみ)

報償金の構成

- 除雪機械の借上費

機種	仕様	基準額
中型除雪機 以下	除雪幅1,000mm未満	10,000円
大型除雪機	除雪幅1,000mm以上	15,000円

- 除雪機械の燃料費 市道除雪 1 mあたり40円
- 除雪労務費 除雪延長 1 mあたり50円

例：中型除雪機（ハンドガイドなど）を用い、市道を1日100m除雪した場合
機械（10,000円）+燃料（40円×100m）+労務（50円×100m） = 19,000円

1期間あたり 1団体5万円を上限とします

申請方法

- 事前提出書類
提出時期：除雪作業前までに
① 事前登録書
(電話での登録も可能)

- 事後提出書類
提出時期：除雪作業後速やかに
① 実績報告書
② 除雪作業を行った際の写真
③ 除雪作業を実施した路線図面
④ 除雪機械の写真
(借上市基準額を希望する場合のみ)



お問合せ先（事前登録、実績報告等について）

道路課雪対策室（合併前、三和区、名立区、頸城区）
TEL：025-526-5111（内線1615、1616）／ FAX：025-526-3525
E-mail：snow@city.joetsu.lg.jp

浦川原区総合事務所（浦川原区、安塚区、大島区） TEL：025-599-2303
柿崎区総合事務所（柿崎区、大潟区、吉川区） TEL：025-536-2211
板倉区総合事務所（板倉区、牧区、中郷区、清里区） TEL：0255-78-2141

市道除雪作業報償金

○ 除雪路線に指定していない市道において、共助による除雪体制を維持するため、除雪作業を行う町内会へ報償金を支給します。



報償金制度の内容

●対象者

- ①町内会
- ②町内会の組、班

●対象路線

除雪路線に指定していない市道（狭隘な市道）
※住居等があり、冬期の道路交通確保が必要な路線が対象

●対象期間

12月1日から翌年3月15日まで

●報償金の額

除雪延長1mあたり1回50円
※計算例（100mを18回除雪した場合）
100m×50円×18回＝90,000円

●除雪作業方法

普通自動車1台が通行可能な程度に、小型除雪機や消雪パイプ等を使用して雪を除去する作業（除雪作業の手法は問いません）

※対象となる主な経費

- ① 除雪作業の労務費
- ② 除雪機械の燃料費、損料、諸経費
- ③ 消融雪施設の電気料金、点検・修繕費

●除雪作業の実施回数

上越市降雪予報地区（25地区）ごとに、対象期間における除雪事業者が除雪のために出勤した回数を上限とする。なお、除雪事業者の出勤回数は市で確認し、対象者へ通知します。

申請方法等

①【申請者→市】

団体登録申請書の提出
（除雪延長、除雪方法などを記載する申請書と位置図）
※変更がなければ、翌年度以降提出する必要はありません。

②【市→申請者】

団体登録決定（却下）通知書の送付
※申請書の審査後

③【申請者】

除雪作業の実施

④【市→申請者】

除雪作業上限回数決定通知書の送付
※3/16以降、早急にお知らせします。

⑤【申請者→市】

報償金支給申請書の提出
（作業日報、作業状況写真）
※除雪作業上限回数のお知らせ後

⑥【市→申請者】

報償金支給決定（却下）通知書の送付
※支給申請書の審査後

⑦【申請者→市】

請求書の提出

⑧【市→申請者】

報償金の支払い



お問合せ先

道路課雪対策室（合併前、三和区、名立区、頸城区）
TEL：025-520-5778 FAX：025-526-3525
E-mail：snow@city.joetsu.lg.jp

浦川原区総合事務所 建設グループ（浦川原区、安塚区、大島区） TEL：025-599-2303
柿崎区総合事務所 建設グループ（柿崎区、大潟区、吉川区） TEL：025-536-6719
板倉区総合事務所 建設グループ（板倉区、牧区、中郷区、清里区） TEL：0255-78-2141

清里区の皆様へ

道路除雪に関する総合事務所からのお願い

道路除雪作業には市民の皆様の御協力が不可欠であることから、雪置場所の確保・提供とともに、次の事項について御理解をお願いします。

○道路除雪に関する8つのお願い

市全体に係るお願い事項を『**道路除雪にご協力ください** 皆さんへ 8つのお願い。』にまとめました（裏面参照）。毎日の除雪作業を円滑に進めるため、御協力をお願いします。

○消雪パイプの稼働

消雪パイプは、12月1日から3月31日までの期間の降雪時に稼働します。

なお、市管理の消雪パイプは降雪にかかわらず、午後2～3時、午後4～5時の1日2回散水を休止します。

○その他

- ・ 除排雪に関するご意見等は、町内会長を通じて連絡をお願いします。
- ・ 排雪作業の際は、一時交通規制または交通止めを行う場合があります。作業中は誘導員の指示に従ってください。
- ・ 除雪に備えて道路沿いの安全柵等を外している場所では、通行に御注意ください。

【問合せ先】 清里区総合事務所
総務・地域振興グループ
産業建設業務窓口班 中条・保高
電話：528-3111



道路除雪にご協力ください

皆さんへ 8つのおねがい。

路上駐車は やめましょう

路上駐車は除雪作業の支障になり、車を傷つける危険があるため、除雪できません。通行する方々の迷惑になるので、路上駐車はしないでください。

樹木や消雪施設は 適切に管理してください

樹木や消雪用ホースが道路にはみ出していると、除雪車に接触し除雪できなくなります。適切に管理してください。

作業中の除雪車には 近付かないでください

除雪車の周辺は、運転手の死角となる場合があります、大変危険なので、除雪車には近付かないでください。

雪を道路に 出さないでください

敷地内の雪を道路に出すと、通行が妨げられ、渋滞や事故の原因になりますので、雪を道路に出さないようお願いします。

急な降雪や暴風雪に備えた 準備をお願いします

車の立往生やスリップ事故は、除雪作業を遅らせる原因にもなりますので、冬用タイヤの早めの装着をお願いします。また、暴風雪時に外出する場合は十分な装備をお願いします。

玄関前・車庫前の 雪処理にご協力ください

除雪車は、道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただきますようお願いいたします。

農業用水路への投雪禁止

用水路へ捨てられた雪が原因で水路をふさぎ、下流の住宅地等が浸水するおそれがあります。農業用水路へ投雪しないようお願いします。

道路に接している 危険箇所が目印表示

除雪作業上危険な箇所、建物や塀が道路に接している箇所、衝突や損傷のおそれのある箇所等については、降雪前に各戸で目印となるポールや赤い布等を設置するようお願いします。

